

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 6 月 4 日 (木曜日) 午前10時開会

(開 会)

○ 諸報告

- 1 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 2 報告第 4 号 令和 7 年度北九州市繰越明許費の繰越し報告について
- 3 報告第 5 号 令和 7 年度北九州市上水道事業会計予算の繰越し報告について
- 4 報告第 6 号 令和 7 年度北九州市工業用水道事業会計予算の繰越し報告について
- 5 報告第 7 号 令和 7 年度北九州市下水道事業会計予算の繰越し報告について
- 6 報告第 8 号 令和 7 年度北九州市公営競技事業会計予算の繰越し報告について
- 7 報告第 9 号 北九州市地域防災計画の修正について
- 8 報告第10号 北九州市生涯学習ビジョンについて
- 9 報告第11号 「北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について
- 10 報告第12号 北九州市空家等対策計画の改定について
- 11 報告第13号 北九州市上下水道事業中期経営計画2030の策定について
- 12 議員の派遣の報告について
- 13 陳情の付託替えについて

第 1 会期の決定について

- 第 2 議案第69号 北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 第 3 議案第70号 北九州市印鑑条例の一部改正について
- 第 4 議案第71号 北九州市市税条例の一部改正について
- 第 5 議案第72号 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第73号 若戸大橋 (吊橋部) 橋梁補修工事 (6-2) 請負契約の一部変更について
- 第 7 議案第74号 市道路線の認定、変更及び廃止について
- 第 8 議案第75号 令和 8 年度北九州市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 一般質問

(散 会)

会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議案第69号から
- 日程第 8 議案第75号まで
- 日程第 9 一般質問

出席議員 (56人)

1 番	菊 地	公 平	2 番	佐 藤	栄 作
3 番	上 野	照 弘	4 番	吉 村	太 志
5 番	田 仲	常 郎	6 番	宮 崎	吉 輝
7 番	中 村	義 雄	8 番	鷹 木	研 一 郎
9 番	戸 町	武 弘	11 番	片 山	尹
12 番	村 上	幸 一	13 番	日 野	雄 二
14 番	吉 田	幸 正	15 番	西 田	一
16 番	田 中	元	17 番	金 子	秀 一
18 番	廣 田	信 也	19 番	立 山	幸 子
20 番	た か の	久 仁 子	21 番	小 松	み さ 子
22 番	富 土 川	厚 子	23 番	渡 辺	修 一
24 番	中 島	隆 治	25 番	松 岡	裕 一 郎
26 番	木 畑	広 宣	27 番	村 上	直 樹
28 番	成 重	正 丈	29 番	岡 本	義 之
30 番	三 宅	ま ゆ み	31 番	森 本	由 美
32 番	大 久 保	無 我	33 番	小 宮	け い 子
34 番	森	結 実 子	35 番	泉	日 出 夫
36 番	中 村	じゅん 子	37 番	山 崎	英 樹
38 番	山 田	大 輔	39 番	宇 都 宮	亮
40 番	永 井	佑	41 番	伊 藤	淳 一
42 番	宇 土	浩 一 郎	43 番	高 橋	都
44 番	山 内	涼 成	45 番	荒 川	徹
46 番	大 石	正 信	47 番	伊 崎	大 義
48 番	本 田	一 郎	49 番	奥 村	直 樹
50 番	小 金 丸	かず よ し	51 番	小 宮	良 彦
52 番	井 上	し ん ご	53 番	柳 井	誠
54 番	村 上	さ と こ	55 番	松 尾	和 也
56 番	有 田	絵 里	57 番	井 上	純 子

欠席議員 (1人)

10 番	香 月 耕 治
------	---------

説明のために出席した者の職氏名

市 長	武 内 和 久	副 市 長	江 口 哲 郎
副 市 長	片 山 憲 一	副 市 長	大 庭 千賀子
会 計 室 長	岩 佐 健 史	危 機 管 理 監	山 下 耕太郎
技術監理局長	石 川 達 郎	政 策 局 長	遠 坂 佳 将
総務市民局長	三 浦 隆 宏	財政・変革局長	武 田 信 一
保健福祉局長	小笠原 圭 子	子ども家庭局長	中原田 香 織
環 境 局 長	木 下 孝 則	産業経済局長	柴 田 泰 平
都市ブランド 創 造 局 長	池 永 紳 也	都市戦略局長	小 野 勝 也
都市整備局長	南 孝 昌	港湾空港局長	倉 富 樹一郎
消 防 局 長	岸 本 孝 司	上下水道局長	廣 中 忠 孝
交 通 局 長	中 島 尚	公営競技局長	宮 金 満
教 育 長	太 田 清 治	行政委員会 事 務 局 長	武 藤 朋 美

職務のために出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	天 本 克 己	次 長	大 迫 道 広
議 事 課 長	松 尾 康 彦		ほか関係職員

午前10時12分開会

○議長（中村義雄君）ただいまから、令和8年6月北九州市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程に入る前に、諸報告をいたします。

市長から11件の報告がっております。なお、それぞれの写しは各議員宛て送付しておりますので御了承願います。

次に、お手元配付の議員派遣変更報告一覧表及び議員派遣報告一覧表記載の2件については、議長において変更及び決定をいたしました。

次に、陳情第3号を総務財政委員会から環境水道防災委員会に付託替えをいたしました。

以上、報告いたします。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日から6月12日までの9日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決定いたしました。

次に、日程第2 議案第69号から、日程第8 議案第75号までの7件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（武内和久君）ただいま上程されました議案について御説明いたします。

専決処分の報告1件、条例議案3件、その他の議案2件、補正予算議案1件、合計7件であります。

初めに、専決処分の報告及び条例議案等について御説明いたします。

まず、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告については、地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を改めるに当たり、期日の都合上専決したので報告するものです。

次に、印鑑条例の一部改正については、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、特定在留カード等により印鑑登録証明書の交付を申請できるようにするためのものです。

次に、市税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税における寄附金税額控除の特例控除額の定額上限を設ける等のためのものです。

次に、教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、北九州市立あいおい中学校を新設する等のためのものです。

次に、若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約の一部変更については、契約金額を変更するものです。

次に、市道路線の認定、変更及び廃止については、市道路線の整備を図るため、路線の認

定、変更及び廃止をするものです。

続きまして、令和8年度6月補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、長引く物価高や中東情勢に伴う影響により先行きが不透明な状況が続く中、重点支援地方交付金を活用し、市民の暮らしを守り、下支えするための追加の支援を実行するものであります。あわせて、町のにぎわいの創出や新たな雇用の創出に向け、北九州空港など、本市のポテンシャルを活用した地域経済の活性化に取り組むものであります。

今回補正いたします予算額は、一般会計で16億2,231万円の増額を行うものであり、補正後の予算規模は6,493億631万円となります。

補正予算の内容について御説明いたします。

まずは、重点支援地方交付金の活用です。昨年度から実施している北九州市くらし応援手当の対象範囲を拡大し、令和8年度の住民税均等割のみ課税世帯及び新たな非課税世帯へ1世帯当たり1万円を給付するための経費を計上しております。

また、市民生活に直結する行政サービスを維持するため、現時点で直ちに対応が必要なものとして、指定ごみ袋製造費高騰に対応するための経費を計上しております。

次に、地域経済の活性化です。韓国・清州線の増便による新たな人の流れと町のにぎわいの創出を加速するための運航、利用促進支援経費や、響灘臨海工業団地における国有地取得に要する経費を計上しております。

以上、上程されました議案につきまして提案理由の説明をいたしました。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村義雄君）ただいまから質疑に入ります。

会派質疑を行います。日本共産党、46番 大石議員。

○46番（大石正信君）皆さんおはようございます。日本共産党の大石正信です。会派を代表して会派質疑を行います。

今、中東情勢の緊迫化により、原油価格や輸送コストが高騰し、電気・ガス料金、食料品、日用品など生活必需品の値上げが市民生活を直撃しています。中小企業でも燃料費や原材料費の高騰、価格転嫁の困難から経営悪化への不安が広がっています。さらに、原油由来のナフサ不足によって建設資材の供給にも影響が及び、建設業では材料が入らず、仕事が止まるという深刻な事態も起きています。こうしたときに市政に求められているのは、何よりも市民の暮らし、子供の学び、福祉、そして、中小業者を守ることです。

まず、議案第72号、北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正、市立学びの多様化学校あいおい中学校設置について伺います。

市は、来年4月、八幡西区の市立教育センター内に、あいおい中学校を開校するとしています。不登校の生徒に新たな学びの場をつくること自体は必要な取組です。しかし、本市の不登校児童生徒数は、令和6年度、小学生993人、中学生1,670人、合わせて2,663人に上っていま

す。これに対して、あいおい中学校の定員は僅か50人です。これは、中学校の不登校生徒の約3%にしか対応できておらず、残る約1,620人の中学生、さらに、993人の小学生への支援をどうするのか、全体像が示されていません。不登校の実態は一人一人大きく異なります。教室に入りづらい子供、在籍校に通えない子供、外出そのものが難しい子供など必要な支援は多様です。あいおい中学校の設置だけで不登校対策が十分とは到底言えません。不登校支援は、モデル校をつくれれば終わりではありません。

そこで、2点伺います。

第1に、なぜあいおい中学校の定員を50人としたのか、その根拠を示すべきです。事前にニーズ調査も行わずに定員を設定していますが、また、応募者が定員を上回った場合、どのような基準で入学者を決定するのか。入学を希望しても受け入れられない生徒が生じる可能性があります。その場合、教育を受ける機会をどのように保障するのか見解を伺います。

第2に、学びの多様化と言いながら、対面授業に参加できる生徒のみを対象としているではありませんか。それ以外の不登校児童生徒に対しどのような支援を、いつまでにどの規模で整備するのか。市内教育支援センター、オンライン学習、訪問型支援、フリースクールとの連携などを含め、不登校対策の全体計画と年度ごとの整備目標を示すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、議案第75号、令和8年度北九州市一般会計補正予算のうち、くらし応援手当について伺います。

今回提案された北九州市くらし応援手当は、国の重点支援地方交付金を活用したもので、令和8年度の住民税均等割のみ課税世帯約2万世帯と、新たに非課税となった世帯約2万4,000世帯、合計約4万4,000世帯を対象に1世帯当たり1万円を給付するものです。我が党市議団は、これまでも住民税均等割のみの課税世帯への支援を求めてきました。その点では一定の前進です。しかし、問題はその規模です。総額は^{5億5,000万円}~~5億5,000万円~~、対象世帯は市内約43万7,000世帯のうち僅か10%にすぎません。しかも給付額は1世帯当たり1万円だけです。食料品、電気・ガス、日用品の値上げが続く下で、1万円では物価高騰対策としては焼け石に水です。さらに、物価高騰の影響を受けているのは、非課税世帯や均等割のみの課税世帯ではありません。年金生活者、子育て世帯、低所得の勤労世帯、中小業者など広い市民が暮らしと営業への不安を抱えています。

そこで、2点伺います。

第1に、市は物価高騰の影響をどのような指標で把握し、対象世帯の線引きをどのような基準で行ったのか、具体的に示すべきです。見解を伺います。

第2に、福岡市は国の重点支援地方交付金を活用して下水道使用料の減免を実施しました。本市でも市民生活と地域経済を支えるためには、上下水道料金の引下げなど、全市民、全事業者に効果が及ぶ対策が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、議案第75号、補正予算のうち、行政サービス経費増加への対応について伺います。

市は今回、市民が利用する指定ごみ袋の製造費高騰への対応として1億5,000万円を計上しています。しかし、そもそもごみ処理は市民生活を支える基礎的な行政サービスです。原材料や輸送コストが上がったからといって、その負担を安易に市民へ転嫁することは許されません。

そこで、2点伺います。

第1に、市は指定ごみ袋製造費高騰への対応として1億5,000万円を計上していますが、今後指定ごみ袋料金の値上げなど市民負担につながることはないのか、明確な見解を伺います。

第2に、原材料価格の高騰や供給不安によって、指定ごみ袋が入手困難となる事態も予想されます。他都市では、指定袋が不足した場合に、市販の透明、半透明袋での排出を認める臨時措置も行われています。北九州市としても、供給不足が起きた場合の対応ルールを事前に定め、市民に周知すべきです。市販の透明、半透明袋によるごみ袋を一定期間認める緊急措置を取るべきと考えますが、見解を伺います。

次に、議案第75号、補正予算のうち、響灘臨海工業団地立地促進事業について伺います。

今回、市は響灘臨海工業団地への企業集積を促進するためとして、国有地3.7ヘクタールを取得する費用として8億5,185万円を計上しています。しかし、昨年6月議会において、市は若松区響町の臨海工業団地約6.3ヘクタールを約12億2,000万円で取得しています。単純比較はできないとしても、今回取得する土地は3.7ヘクタールと前回より小さいにもかかわらず、取得に係る予算額は8億5,000万円を超えています。市民の税金を投入する以上、価格の妥当性、取得後の活用見通し、リスクを明らかにする必要があります。企業誘致で問われるべきは、土地を取得すること自体ではありません。取得ありきではなく、需要見通しを含めた検証が必要です。市民生活や地域経済にどのような効果があるのか、正規雇用がどれだけ生まれるのか、地元中小業者への発注につながるのか、環境への影響はどうかという点が重要です。

そこで、2点伺います。

第1に、今回の国有地取得については、不動産鑑定評価において1平米当たりの評価単価をどう算定したのか、どの土地を比較対象とし、立地条件や造成状況、接道条件などを踏まえて、どのような価格補正を行ったのかが重要です。しかし、その具体的内容は議会や市民に十分示されていません。市民の税金を使う以上、価格の妥当性と透明性を確保し、特に前回取得地との単価差の理由も含め、客観的に説明すべきです。見解を伺います。

第2に、市は取得後の企業進出をどのように見込んでいるのか、また、中東情勢や世界経済の不透明化の下で、進出断念や計画変更のリスクをどのように想定しているのか、見解を伺います。

最後に、議案第75号、補正予算のうち、北九州フライトネットワーク拡充事業について伺い

ます。

市は、令和8年4月から増便となった韓国・清州便の運航と利用促進を支援するとして、3,520万円を令和8年6月補正予算に計上しています。北九州空港の活用は重要ですが、公費を投入する以上、費用対効果と継続性を厳しく検証する必要があります。特に、北九州空港は24時間空港という強みがある一方で、便数やアクセス、利用者規模では福岡空港に大きく差をつけられており、国際定期便を安定的に維持できるのかが大きな課題です。

その中で、韓国LCC、エアロK航空による清州便は昨年~~6月~~^{9月}に就航し、今年4月27日から10月24日までの期間、週3往復から週10往復への増便が予定されています。しかし、ソウルや釜山と比べれば、清州市の知名度は決して高いとは言えず、市が期待するアウトバウンド需要が本当に見込めるのか疑問です。

さらに、現在は中東情勢の緊迫化による燃油価格の高騰や円安、世界経済の不透明化などにより、LCC経営そのものが不安定化しています。実際に、全国でも地方空港における国際線の運休や撤退が相次いでおり、今回の路線についても将来的な減便や撤退のリスクは否定できません。にもかかわらず、市は航空会社への運航支援に加え、パスポート取得支援や空港の駐車場無料券プレゼントなどに多額の予算を投入しています。今、市民生活は物価高騰や実質賃金の低下で大変厳しい状況に置かれています。だからこそ、市はにぎわいやイベント効果だけを強調するのではなく、市民の税金を投入する妥当性について、リスクも含め市民に丁寧に説明する責任があると考えます。

そこで、伺います。

今回の3,520万円の支援について、搭乗率や利用者数など、どのような目標を設定し、支援の効果を検証するための具体的な指標と検証時期を明らかにすべきと考えますが、見解を伺います。

以上で私の第1質疑を終わります。

○議長（中村義雄君） 市長。

○市長（武内和久君） まず、大項目2つ目、くらし応援手当の対象拡大についてお答えいたします。

まず、物価高騰の影響をどのような指標で把握し、対象世帯の線引きをどのような基準で行ったのかというお尋ねがございました。

北九州市の経済状況について、日本銀行北九州支店が今年5月に公表した金融経済概況によりますと、北九州地域の景況感は、一部に弱めの動きも見られるが、緩やかに回復している。個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも底堅く推移しているとされているところでございます。

一方で、市内の消費者物価指数を見ますと、令和4年から継続的な上昇傾向にございまして、特に食料品や生活用品の上昇率が高い状況にございます。また、内閣府が示す経済状況の

資料によりますと、低所得者世帯ほど収入に対する食料品など生活必需品への支出割合が高くなる傾向にあり、物価高の影響が、より大きいとされているところでございます。このように物価高が続いている状況に加えまして、中東情勢の緊迫化が重なり、市民の皆様におかれましては、先行きの生活への不安感が増していると認識をしております。

こうした状況の下、今回追加の物価高対策として、議会や市民の皆様からいただいた御意見、御要望の趣旨を踏まえて、予断を持たず総合的に検討した結果、いわゆるはざまの層など支援が行き届きにくい層へのきめ細やかな支援を行う観点から、重点支援地方交付金7億円を効果的に活用することといたしました。

具体的には、令和7年度の住民税非課税世帯と同様に、所得が少なく、かつ、賃金上昇や税制改正による恩恵を受けにくい層への支援として、くらし応援手当の給付対象を拡大し、令和8年度の住民税均等割のみ課税世帯約2万世帯、及び新たな非課税世帯約2万4,000世帯に對しまして、1世帯当たり1万円を支給するものでございます。北九州市といたしましては、できる限り速やかなくらし応援手当の支給に努めるとともに、今後とも激変する国内外の情勢を見据えつつ、市民の皆様の暮らしと地域経済を守るべく取り組んでまいります。

次に、大項目5つ目、北九州フライトネットワーク拡充事業について、補正予算に計上した清州線の支援について、目標設定、検証時期などについてのお尋ねがございました。

稼げる町の実現に向けて、北九州空港の旅客路線誘致と利用の促進に当たっては、北九州市の発展に欠かすことのできない大変な重要な取組であると認識をしております。

他方、路線誘致と利用促進に当たりましては、中東などの国際情勢や原油価格、為替変動などの世界経済の動向、各航空会社の経営戦略など、様々な外部要因が絡み合う構造的な課題に大きく影響されるという本来的な性格があります。北九州市としてもこうした状況を見据えつつ、最大限の努力を一步一步積み重ねていくということが重要でございます。

こうした中、北九州市はこれまで積極的な路線誘致を展開してまいりました。その成果として、昨年9月にはエアロK航空による韓国・清州線が約6年ぶりとなる新規路線として開設されました。開設後は、路線の定着に向け、航空会社への運航助成による支援を行うとともに、清州空港と北九州空港の双方の圏域において、SNSなどを活用した重点的な利用促進にも取り組んでまいりました。その結果、昨年度の利用率は80.3%と好調に推移をいたし、今年4月末から段階的に、これまでの週3往復から週10往復まで増便されることになりました。

議員お尋ねの具体的な目標設定や支援の効果検証のための指標につきましては、冒頭に申し上げた国際情勢や航空会社の経営戦略などと密接に関係するため、北九州市として各路線の数値目標は一律に設定することとはしておりませんが、継続して利用者数や利用率の推移等を把握しつつ、総合的に支援の効果を検証してまいります。

北九州市といたしましては、令和10年度までに利用者数200万人を達成するという大きな目標を掲げてございます。この目標達成に向け、まずは増便される清州線を着実に定着させ、他

の新たな路線の呼び込みにつなげてまいりたいと考えております。

現在、北九州空港の利用者数は、コロナ禍後、昨年度まで5年連続で増加をしており、今年9月には約6年半ぶりとなる台北線が再開されることとなっております。また、昨年度の貨物取扱量は前年度より約4,000トン増加し、初めて4万トンを突破、2年連続で過去最高を記録しております。来年8月には、いよいよ3,000メートルの滑走路が供用開始されるなど、空港を取り巻く環境には極めて強い追い風が吹いており、旅客路線誘致と利用促進に全力で取り組み、稼げる町の実現につなげてまいります。以上となります。残りは担当局長等からお答えします。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）大項目1つ目のあいおい中学校設置について2点の質問をいただいておりますので、順次お答えいたします。

まず、あいおい中学校の定員を50名とした根拠を伺う。また、応募者が定員を上回った場合、どのような基準で入学者を決定するのか。さらに、入学できなかった生徒の教育機会をどのように保障するのか見解を伺うという質問にまとめてお答えいたします。

不登校児童生徒の状況や必要な支援も一人一人によって異なっております。このため、教育委員会では、学校内に設置し、一人一人に応じた支援を行うステップアップルーム、市内4か所に設置し、専門的な指導員による相談支援や学習支援を行う教育支援室、1人1台端末を活用した未来へのとびらオンライン教育支援室など、不登校児童生徒の個々の状況に応じた多様な学びの場を整備しております。

こうした中、令和9年4月に学びの多様化学校として開校を予定しているあいおい中学校は、在籍校には通えなくても、学校で学びたいと願っている児童生徒の居場所や学びの場の選択肢を増やすため、整備するものでございます。少人数で、個々の生徒が自分のペースで学ぶスタイルを柔軟に取り入れつつ、学級という集団で日々共に学ぶことを基本に教育を行うことを考えております。

こうしたことから、あいおい中学校の入学に当たっては、本人や保護者の希望を確認するとともに、授業体験を行うことなどにより、本校の教育スタイルを理解していただいた上で入学をしていただくことを考えております。その過程で、他の学びの場が適当な方には、その御案内も差し上げるということを考えております。

このような教育活動を実施していくための適切な規模といたしましては、各学年で15名程度、3学年で計50名程度を予定しております。生徒が落ち着いて過ごすためのゆとりある空間づくりも含め、まずはこの規模を前提に、施設、設備の整備等を進めてまいりたいと考えております。

本校の規模に関しまして、近年開校した他都市の学びの多様化学校における生徒の在籍数を見ますと、不登校生徒数が北九州市の約2倍である福岡市では95名、同じく不登校生徒数が北

九州市の約3倍である大阪市では66名にとどまっております。このような他都市の状況からも、あいおい中学校の50名の定員は適切な規模であると考えておりますが、他都市においては入学希望者が想定を超過した場合、医師や臨床心理士などの有識者の知見なども得ながら、取扱いを検討している例があると承知はしております。

今後とも本校の提供する教育内容を丁寧にお伝えしながら、状況に応じ、他都市の取扱いなども参考に、共に学校で学びたいと考えている生徒に学びの場を提供できるよう準備を進めてまいります。

次に、不登校児童生徒に対する支援について、全体計画と年度ごとの整備目標を示すべきと考えるが見解を伺うという質問にお答えいたします。

不登校支援については、令和5年6月に閣議決定された国の第4期教育振興基本計画、令和5年度から令和9年度まででございますが、において推進すべき基本的な施策が定められております。基本的には、国が総合的な不登校対策を示したCOCOLOプラン等に基づきまして、令和9年度内に学びの多様化学校を各都道府県、政令市に1校以上設置、校内教育支援センターの設置促進、ICT等を活用した学習支援や、健康状態、気持ちの変化の早期発見、スクールカウンセラー等の配置促進、チーム学校による早期支援、NPO、フリースクール等との連携などを推進することとされております。

この国の計画に基づき、北九州市では多様な学びの場として、全ての中学校と一部の小学校への校内教育支援センターであるステップアップルームの設置、市内4か所の教育支援室の運営を行ってまいりました。さらに、令和9年度に学びの多様化学校であるあいおい中学校を開校することとしております。

また、ICTを活用した支援といたしましては、未来へのとびらオンライン教育支援室の運営、1人1台端末を活用した心の健康観察を実施しております。そして、専門家による組織的支援として、担任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のチーム学校による家庭訪問や個別面談を行っています。さらに、フリースクール等の関係団体とも定期的な意見交換など連携を図っております。

このように、教育委員会では学びの多様化学校の整備目標も含め、国が定めた第4期教育振興基本計画に沿いまして、総合的に不登校対策を実施しているところでございます。今後とも児童生徒や保護者のニーズを把握しながら、一人一人の状況に応じた学びの場や支援を提供し、安心して学び、成長できるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）上下水道局長。

○上下水道局長（廣中忠孝君）くらし応援手当の対象拡大についてのうち、上下水道料金の引下げなど、全市民、全事業者に効果が及ぶ対策が必要ではという御質問にお答えいたします。

物価高が継続する中、北九州市では重点支援地方交付金などを活用しまして、市民生活と地域経済をしっかりと下支えする対策を迅速かつ着実に実施しております。

そのような中、議員の御質問にあります上下水道料金につきましては、現在県内で一番安い設定となっており、日頃から市民の皆様の料金負担を低廉に抑えることができています。例えば、福岡市と比べますと、一般的な家庭の使用量で計算した場合、恒常的に約2割も料金負担が低い状況にあります。また、北九州市の場合、料金システムを比較的長期にわたって継続使用していることから、上下水道料金の引下げのために必要となりますシステム改修等の準備期間に最低でも半年を要するため、早期に引下げを実施することは困難であります。

さらに、上下水道事業は、長期にわたる事業収入の減少など厳しい経営環境に直面しており、収支が悪化し事業運営に係る資金が減少している状況にあります。他方、労務単価や資材価格の高騰により、事業費の大幅な増加が見込まれる中であっても、近年の全国事例等を踏まえれば、管路施設の老朽化対策は喫緊の課題であるとともに、あわせて、地震への備えなど、施設の強じん化対策にも適切に取り組んでいく必要があります。

こうした上下水道事業の現状も踏まえまして、様々な選択肢の中から総合的に判断し、今般の補正予算案が取りまとめられたところであり、現時点で上下水道料金の引下げは考えておりません。以上です。

○議長（中村義雄君）環境局長。

○環境局長（木下孝則君）大項目3つ目、行政サービス増加対応について、1つ目の指定ごみ袋料金の値上げなど市民負担につながることはないのか、2つ目の供給不足が起きた場合の対応ルールを事前に定め、市民に周知すること、市販の透明袋等によるごみ出しを一定期間認める緊急措置を取るべきとの質問について、まとめて御答弁いたします。

北九州市の家庭ごみ有料指定袋制度は、ごみの減量化、資源化の一層の促進、負担の公平性の確保、排出者としての市民の一定の責任の分担を図る目的で、平成18年に現在の形となったものです。

指定袋の代金、例えば家庭ごみ大袋45リットルで1枚当たり50円という金額は、ごみ処理手数料として市民の皆様に御負担いただいております。現在の手数料の金額は、ごみの収集運搬や焼却など、ごみ処理全般に係る経費、令和6年度で約96億円になりますが、この約2割を御負担いただいていることになっております。この金額は、ごみ処理全般に係る経費やごみの排出量を基に、1つに、受益と負担の関係を踏まえた市民負担の在り方、2つ目に、ごみの減量、リサイクルの一層の促進、3つ目に、公平性の確保、4つ目に、近隣市町との均衡など様々な視点を総合的に考慮して設定したものでございます。

今回の補正予算は、円安、物価高、人件費の高騰などの理由で、ごみ処理全般の経費のうち約4%に当たる指定袋の製造に係るコスト上昇に対応するものです。先ほど申し上げたように、ごみ処理手数料には様々な要素が含まれており、製造コストの上昇をもって手数料を改定することは考えておりません。

また、北九州市の指定袋制度は、指定袋の購入を通じて市民の皆様に、ごみ処理に係る経費の一部を負担いただいていることから、市が製造を行い、コンビニやスーパーなどの取扱店に配送した上で、市が定めた手数料枠で販売しています。そのため、市が責任を持って指定袋の安定供給を維持していくことが重要であると考えております。

そこで、従前より一定量の在庫を常時保有するよう努めており、現在約半年分の在庫を確保しているほか、既に契約済みで、今後納入される分も合わせますと、年度内の必要量を確保できる見込みです。さらに、令和9年度流通予定のものについても、今回の補正予算により適切な製造単価を設定することで、入札、契約手続を進めるめどは立っております。

このように、例年同様、指定袋の適切な在庫、次年度使用分の調達先を確保しており、指定袋制度の運用に支障はないことから、指定袋以外、透明袋でのごみ出しが必要な状況にはないと考えており、御提案の透明袋等によるごみ出しのルール化及び事前周知並びに緊急措置の実施は考えておりません。

北九州市としましては、家庭ごみ有料指定袋制度を引き続き円滑に運用することが、市民の安全・安心な暮らしの実現につながると考えており、今後も市民の皆様に御理解と協力を得ながら、しっかりと取り組んでまいります。以上です。

○議長（中村義雄君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（倉富樹一郎君）大項目4つ目の響灘臨海工業団地立地促進事業に関して、補正予算の妥当性、透明性、前回取得地との単価差に関する御質問、及び企業進出見込みと進出断念などのリスクについての御質問について、まとめてお答えいたします。

若松区響町に所在する響灘臨海工業団地は、北九州市の産業振興をけん引する重要な拠点であり、北九州市では市が整備した分譲地に加え、国有地を活用して臨海部産業用地への企業立地を促進しております。国有地への企業進出に際しては、制度上、まず、北九州市が国から土地を購入し、その後、企業へ売却する手続を踏むこととなっております。

まず、土地価格の算定につきましては、昨年の6月議会にお諮りした土地取得議案の内容は、市と国の双方が合意の上決定しました最終的な売買契約時の価格でございます。この際の価格につきましては、立地条件や土地の形状といった個別の要因を反映させた不動産鑑定を行い、北九州市市有財産審査委員会の審査を経て決定しております。

一方、今議会で計上しております補正予算案の内容は、国有地の購入に向けた準備段階として、土地の購入に必要と見込まれる額を試算したものでございます。具体的には、昨年度の土地売買時に実施した不動産鑑定に基づき、令和7年1月1日時点の価格から、福岡県の工業地の地価上昇率を参考に、令和8年5月1日時点へと時点修正を行ったものでございます。

なお、福岡県内の工業地の地価上昇率は、全国的に見ても高い値となっており、今回予算額は、こうした市場動向を的確に反映させた結果でございます。

今後、国有地の売買契約に向け、専門家である不動産鑑定士による鑑定結果を基に、北九州

市市有財産審査委員会における審査を経て、昨年6月の議案と同様に最終的な価格を決定していくこととなります。この一連の手続によって、御指摘の土地価格の妥当性、透明性は確保されているものと考えてございます。

次に、企業の進出見込みと、進出断念や計画変更リスクについてお答えいたします。

今回の国有地の購入につきましては、北九州市への進出を検討している企業の存在を踏まえ、戦略的に産業用地を確保するものでございます。今後は、北九州市が土地を取得した後に改めて公募を行った上で、売却の相手方を決定する流れとなります。このため、現時点で進出企業を決定したわけではなく、現段階で特定の企業を前提として、進出断念などのリスクについてお答えできる状況にはございません。

いずれにしましても、近年響灘地区への企業進出が相次ぎ、注目度が増している中、地域経済のさらなる活性化に向け、このポテンシャルの高いエリアで戦略的に産業用地を確保し、企業誘致につなげることが重要であると考えてございます。引き続き、国有地も活用し、稼げる町の実現に向け、港湾としての強みを生かした企業誘致に全力で取り組んでまいります。答弁は以上です。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）それでは、第2質疑いたします。

まず、あいおい中学校の設置について伺います。

教育長は、他都市の事例を参考に定員を50人にしたと答弁されました。しかし、私が聞いているのは大阪や福岡の定員のことでありません。北九州市で何人の子供が希望しているのか、調査はしたのかという点です。本市の不登校中学生は1,670人に上っています。総合的に判断したと言われますが、50人という定員の数は本市の不登校生徒の保護者のニーズ調査を行った上で設定をしたのか、調査をもし行っていないというのならば、根拠のない定員と言わざるを得ないのではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）調査を、アンケートを全く行っていないということではございません。この学校規模を決める、その点について、じゃあアンケートを取ったかということは、やっておりませんということでお答えを差し上げております。

先ほども御質問で定員という言葉がございましたが、御質問が定員ということでしたので、私どもそれに沿ってお答えしておりますけれども、私どもが基本計画で定めておりますのは、あくまで適切な規模、学校規模ということで先ほども話を差し上げたように、各学年15名程度、3学年で50名程度という言い方もさせていただいておりますので、何か定員と申しますと切ってしまうような、ここで終わりだというような印象が伝わってくるので、決してそういった言葉も使っていないということを申し添えておきたいと思っております。以上です。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）本市の不登校中学生は1,670人ですよね。そのうち50人とは僅か3%と。だから、定員50人ということを決めるに当たっては、当然ニーズ調査を行って、定員50人にすべきじゃないんですか。それもやっていない、何人の学びの多様化学校を希望するのか、調査をせずに定員だけ決めるとするのは、私は無責任だと思います。きちんとそれに当たって、定員を定めるに当たって実態調査をすべきじゃないんですか。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）先ほど申し上げたとおりですので、繰り返しはいたしませんけれども、私どもとしましては、前々からも申し上げておりますが、多様な学びの場というのを設置して、それぞれの実態に合った形で不登校の支援を行っておりますので、そういったことを総合的に勘案して今回の定員を、申し訳ございません。規模を決めさせていただいているということでございます。以上です。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）総合的に勘案してと言われますけども、定員を50人に決めているわけですよね。仮に応募者が50人を大きく超えた場合どうするのか、希望する生徒全員を受け入れるんですか。それとも何らかの基準によって受入れの人数を制限するんですか。いかがですか。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）そういった議論になりますと、仮定の話になってまいりますので、非常にお答えが難しくなっております。しっかりと私どももそういった実態をつかみながら進んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）難しい話じゃなくて、50人の定員を決めるに当たっては、中学生で1,670人の不登校児童がいるわけでしょう。そうすると、それを超えたらどうなるのかというのは、当然考えるのは行政として当たり前のことでしょう。このこともやっていない。残る97%、1,620人の子供たちはどうするのか、さらに、小学生993人を含めれば不登校児童生徒数は2,663人です。教育大綱では誰一人取り残さない教育を掲げています。しかし、現状では多くの子供たちの受皿、これ出されていませんよね。先ほどるる述べられましたけども、それについての整備計画、全体の計画、いつまでにどのような学校をつくるのか、フリースクールだとか含めて、これ考えておられますでしょうか。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）先ほどの学びの多様化学校について申し上げますと、まず、学級という集団がベースになっていくんだと。日々学校に通ってきて、そして、その学級にいる子供たちと共に学ぶということが一つの条件としてなっております。先ほど申し上げましたとおり、学校に来れる子供たちもいれば、なかなか出てこれない子供たちもおります。様々な状況に応じて私どもはそういった学びの場を準備しておりますので、私どもとしては誰一人取り残

しているということは思っておりません。

また、計画につきましても、先ほど申しましたように、第4期の教育振興基本計画、これが令和5年度から令和9年度まで示されておりますので、実際にこれにのっとって着実に進めているということを先ほどお話ししたことでございます。計画がないということではございませんので、そこは申し上げておきたいと思います。以上です。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）このあいおい中学校は、学校に来れる子供、いわゆる対面授業ができる子供だけが対象になっていますよね。現実是不登校の子供さんはたくさんおられる、学校にも来れない、授業にも来れない、だから、それに応じた形の対応をしなければいけないというのは、国のC O C O L Oプランでも書いておられますよね。不登校児童は全体で2,663人、もはや個別の対応で済まされる問題ではありません。教育支援センターを何か所整備するのか、訪問型支援をどう充実させるのか、オンライン支援をどこまで広げるのか、フリースクールとの連携や支援をどう進めるのか、そして、学びの多様化学校を今後どのように拡充していくのか、そうした不登校生徒全体の計画、これをきちんと持っていく、2,663人の子供の学ぶ権利、これをどう保障していくのか、これをきちんと整備していただきたいというのを要望します。

次に、くらし応援手当について伺います。

市長は、議会決議を踏まえて住民税均等割世帯まで拡大したと答弁されました。これ自体は我々議会が要望したことで、前進ではあります。しかし、問題は対象世帯、いわゆる今回の対象は4万4,000世帯で僅か1割にしかすぎない、逆に言えば9割以上の市民は対象外となっています。物価高騰の影響を受けているのは1割の市民でしょうか。市長は物価高騰は深刻だと認識しているのであれば、対象外となる39万以上の市民生活、この支援、どうするんですか。

○議長（中村義雄君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）今回の追加対策で、くらし応援手当のターゲットとしておりますのは、賃上げや税制改正の恩恵が少なく、支援が行き届きにくい層ということで、お話を市長からさせていただいております。

そこで、参考の一つとして申し上げますと、今年度国においてはいわゆる年収の壁ですね、所得税の所得控除の引上げが行われておりますが、国によりますと、これにつきましては、年収200万円以上の方々は年収に応じて、大体約3万円弱から5万円の減税効果が出るとされております。そうなりますと、翻って年収200万円未満の方にはその効果が及ばないということを見ると、同程度の所得水準と推察されます今回の住民税均等割のみ世帯または非課税世帯というところを対象に、限られた財源で支援を行うということは高い合理性があると私どもは考えております。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）すみません。世帯の数の問題で少し補足させていただきます。今回の北九州市くらし応援手当のほうですけれども、今現在給付をしておりますくらし応援手当の拡大というところで、現在の対象世帯が約16万世帯ほどございます。それに加えて、いわゆるはざまと言われておりました均等割のみの世帯が2万と、それから、新たに非課税となった世帯を加えまして4万4,000ということで、出入りがございますので、単純にプラスではないんですけれども、おおむね18万世帯ほどがこのくらし応援手当の対象になると思っておりまして、北九州市の世帯が約44万世帯ぐらいですので、約4割の世帯がこのくらし応援手当が対象になっているということでございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）修正がありまして、16万世帯だということですけど、いずれにしても子育て世帯、年金生活者、低所得者世帯への支援、これが今回の支援に入っていません。物価高騰に苦しんでいるのは、住民税均等割世帯や非課税世帯だけではありません。家計収支、食費、光熱水費の負担、これをしっかりと実態を把握した上で、そういうところへの支援をすべきだと考えます。

次に、中小企業支援について伺います。

中東情勢の緊迫化によって、原油高騰や原材料不足で中小企業の経営は深刻な状況になっています。今回、2億円の予算で補助率2分の1、上限100万円の助成制度を創設しましたが、一定評価はしますが、原材料が入らず、仕事もできない、そういう事業者にとって自己負担が必要な制度設計は不十分だと考えます。この制度設計を改めて、対象世帯の拡大や上限額の引上げ、返済不要の直接支援、こういうことを考えることは考えておられませんか。

○議長（中村義雄君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）イラン、中東情勢に関する中小企業の支援についてのお尋ねです。

これ、2月の終わりから3月にかけてこういう事態が発生しまして、北九州市としましては、いち早く、3月17日でしたか、相談窓口を設置して、企業の皆様の相談を受け付けてまいりました。その中で、市長を本部長とする対策会議もすぐに設置をして、様々な声を拾い上げて対策に生かしていきたいという、そういう状況であります。

今、議員おっしゃった、いわゆる助成金の中東枠というのももちろんあるんですけど、基本的な資金繰りとしてしましては、私ども中小企業融資の制度がありまして、その中には景気対応資金という、いわゆるこういうふうな形で急激に経済動向が変化したときに使う有利な、金利や保証料率が有利な融資制度がありますので、そういうのの利用を積極的に呼びかけているところでもあります。

そういうことで、私どもとしては、今できることを機動的に取り組んでいるという認識がございまして、さらに申し上げますと、この中東情勢に端を発したこのナフサ不足、価格高騰に

つきましては、日本全体の問題でもありまして、なかなか市単独で全てを解決するというのは現実的には難しいんじゃないかというところもございます。北九州市としましては、今国会で3兆円を超える補正予算も審議されておりますけれど、そうした動向も踏まえつつ、中小企業の皆様のお声を聞き、市としてできることを検討、実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）議案とちょっと関係性を明確にして質問してください。46番 大石議員。

○46番（大石正信君）はい。中東情勢によって中小企業の経営が大変だということで、中東枠も設けられましたけども、助成額が2分の1、100万円ということで、実際には原材料も入らずに仕事そのものができない、こういう状況があるわけですので、そういうことを踏まえて改善していただきたいというのを強く要望します。

次に、臨海工業団地促進事業について伺います。

先ほどの答弁では、不動産鑑定評価に基づく適切な価格であると答弁されました。評価単価も比較対象も価格補正も示されていません。適正な価格というならば、1平米当たりの評価額、比較対象地、価格補正の内容、具体的に市民や議会に明らかにするのは当然ではないでしょうか。なぜ公開しないんですか。

○議長（中村義雄君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（倉富樹一郎君）先ほど不動産鑑定の関係の御質問をいただきました。不動産鑑定の評価は、不動産の適正な価値を公正かつ専門的に導き出す手続きでございまして、国家資格を有する不動産鑑定士が地理的状況や市場の動きといった多くの要因を分析していただいて、客観的に評価していただいているものでございます。

こうした専門家は、評価プロセスの複雑さに起因するところで、少し分かりづらいところもあるかとは思いますが、これは多角的な視点で対象不動産の適正な価値を客観的に計算し、証明する作業でございまして、算出された価格は妥当性や公平性を担保するものとして尊重すべきものであると考えてございます。

いずれにしましても、こういった今後不動産鑑定士による鑑定結果を基に、北九州市市有財産審査委員会における審査をしっかりと経て、土地取得議案として今後議会にもお諮りして、土地価格の妥当性、透明性はしっかりと確保してまいりたいと考えてございます。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）透明性を確保できているというならば、先ほど示した1平米当たりの評価額、比較対象地、価格補正の内容、こういうのをきちんと示さなければ、不動産鑑定士による価格評価をやっているといっても、我々議員、市民にはこの金額が本当に妥当なのかということとは分からないわけですね。これ議会に報告すると約束してください。

○議長（中村義雄君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）市有財産審査委員会の担当局長としてお答えいたします。

市有財産審査委員会で、市が取得する土地につきましては複数の鑑定を取るようになっております。この不動産鑑定も様々な種類がございまして、例えば周辺の土地の民間同士の取引価格等を参考にする場合もございます。そうした場合は全て民間の取引ですので、透明にすることにはできない場合もございます、様々なプロの専門家の鑑定を複数取るというところから算出した価格というのを議会のほうにきちんとお示しさせていただくと。また、この土地取得に関しましては、今回の予算議案が1つ、また、取得のときに1回、もう一つは売買契約のときに1回と、3回議会の審議を踏まえるということでございますので、その中でしっかり議会のほうにも御審査いただければと思っております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）複数の不動産鑑定士に基づく評価を行っていくということですが、やはり旦過の場合でも結局こちらが示した額では売買契約が成立しなかったと。結果、4億円の引下げによって貸したという経緯がありますよね。だから、やっぱり客観的な資料、これを議会に示してもらわなければ、我々もその土地の価格が妥当なのかどうなのか分からないわけで、きちんとこのことについては透明性を確保するというのであれば、示していただきたいと思います。

また、国から購入後、公募先を決めるので、現時点ではリスクは考えられないと、答えられないということですが、やっぱり企業の進出見込みもないのに土地だけを取得するのか、見込みがあるからこそ購入を予定していると思います。過去のひびきコンテナターミナルのような事例もありますので、市民負担だけが残る事態、これをどう防ぐのか、市民の税金を投入する以上、企業進出の見込み、リスク分析、雇用目標をしっかりと明示すべきだと考えます。

次に、北九州フライトネットワーク拡充事業について伺います。

今回、清州便についての支援を行いますけども、先ほど市長の答弁では令和10年度までに200万人を目標と言われましたと。しかし、その目標は北九州空港全体の旅客目標であって、今回の清州便の3,520万円の支援に対する数値目標ではありません。公費を投入する以上、搭乗率、利用者数など数値目標がないというのは理解できません。総合的に支援の結果を検証すると言われましたけども、搭乗目標もない、利用者数の目標もない、経済波及効果もない、こういう目標がない状況の下で検証ができるのか、推移を見守るのは当然です。税金を投入する以上、具体的な数値目標を示すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中村義雄君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（倉富樹一郎君）先ほど市長からも御答弁があったかと思いますが、路線誘致と利用促進に当たりましては、中東など国際情勢や原油価格、為替変動などの世界経済の動向ですとか、各航空会社の経営戦略など様々な外部要因が絡み合う構造的な課題に大きく左右されるという本来的な性格もございまして、そういったことに関係しますので、北九州市

としましては各路線の数値目標は一律に設定することとはしておりませんが、継続して利用者数や利用率の推移などはしっかり把握して、総合的に支援の効果というのは検証してまいりたいと考えております。

また、全体の北九州空港の目標としましては、令和10年度に利用者数200万人を達成するという大きな目標を掲げてございますので、この目標達成に向けて、まずは増便される清州線を着実に定着させて、ほかの新たな路線の呼び込みにしっかりつなげてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）北九州はこれまで国際線として台北、仁川、釜山、ソウル、務安、襄陽、大連など多くの国際線を就航してきましたが、現在撤退、運休しています。市はこれまで過去の支援額、搭乗率、経済効果、撤退理由を検証したことがありますか。

○議長（中村義雄君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（倉富樹一郎君）すみません。過去のデータを今手持ちで持っておりませんので、今お答えすることはちょっと難しいです。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）私が言っているのは、航空会社に支援するのは当然だと思いますよ。しかし、先ほど言われたのは、200万人というのは空港全体の目標であって、今回3,520万円を支援するに当たっての数値目標、どれまで搭乗率を高めていくのかとか、旅客者数をどれだけ増やしていくのかとか、北九州への経済効果がどうなのかとかというのをしっかりとやっぱり検証すべきだと。国内線については順調で、昨年度よりも上回っていますけれども、残念ながら国際線にはそうっていない、そうであるならば、今までも国際線に対する支援を行っているけれども、先ほど示したように非常に運休、撤退しているという状況がありますよね。だから、きちんと3,520万円を支出するに当たっては、その効果、目標、しっかり持つべきじゃないですか。いかがですか。

○議長（中村義雄君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（倉富樹一郎君）繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げたように、国際情勢や航空会社の経営戦略などに密接に関係するため、市としましては各路線の数値目標を一律に設定することとはしておりませんが、引き続き利用者数、利用率の推移などを把握しつつ、総合的に支援の効果は検証してまいりたいと考えております。また、国際情勢もしっかり見ながら、しっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

いずれにしても、北九州空港は今、令和10年度利用者数200万人ということをしっかり達成させまして、北九州市の発展につなげてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）北九州空港は24時間空港という強みがある一方、利用者数、アクセス、

便数では福岡空港と大きな差がある、路線定着には構造的な課題があると考えます。空港会社へのインセンティブだけで路線が定着するならば、これまでの撤退が起きていないのではないかと考えます。だから、全体としての今の空港の在り方、これを見直すべきじゃないかと。ただ、空港会社への補助、これだけで路線誘致、乗客数が増えるかということは疑問だと思います。福岡空港との差別化戦略、路線撤退後の対応、支援終了後の自立運航、こういう点を総合的に見直していく必要があると思います。このことを強く要望して、終わります。

○議長（中村義雄君）以上で質疑は終わりました。

ただいま議題となっております議案7件については、お手元配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第9 一般質問を行います。51番 小宮議員。

○51番（小宮良彦君）皆様おはようございます。傍聴にお見えいただいている方々、そして、議会中継を御覧の皆様、本当にいつもありがとうございます。6月になりまして、お祭りのおはやしの練習の音が日々鳴り響く季節になっております。戸畑区浅生から参りました北九州会の小宮良彦でございます。6月議会も何と一般質問のトップバッターでございます。今日は医療の質問ということで、元職場の先生や同僚が午後一のオペ前で早休憩ということで中継を絶対に見ると約束しております。非常に緊張しておりますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

1つ目に、オストメイトの方々への支援について伺います。

オストメイトとは、病気や事故などでおなかに排せつのためのストーマ、人工肛門、人工ぼうこうを造設し、ストーマ装具を使いながら日常生活や社会生活を送る方のことをいいます。今ここにおられる皆様も、一度は人工肛門、ストーマについて耳にされたことがあると思います。ストーマ造設に至る背景は、大腸がん、直腸がんをはじめ、潰瘍性大腸炎やクローン病などの炎症性腸疾患、腸閉塞や腸せん孔といった急性疾患、交通事故などによる外傷、さらには先天性の疾患まで多様な病態があります。いずれの場合も共通して言えるのは、ストーマ造設が命を守り、日常生活の質を維持するために不可欠な医療的処置であるという点です。

現在、オストメイトの方の生活を見ると、自らケアを行う方、御家族が支えている方、訪問看護などの医療的サービスを利用している方など、その生活実態は多様です。ストーマケアとは単に装具を貼り替える作業ではなく、皮膚の保護、漏れの防止、ストーマの状態に応じた装具調整、外出、入浴などの生活全般の工夫を含む継続的な医療的ケアです。オストメイトの方が加齢や病気などにより、手が届かない、見えにくい、力が入りにくいといった理由でケアが困難になると、皮膚障害や感染リスクが高まるケースも少なくありません。ストーマは、こうした日々の負担を抱えながらも、その方々の生活と尊厳を守るために欠かせない存在です。また、ストーマには生涯使用される方だけでなく、手術の経過により一時的に造設される方も一

定数おられます。

本市では現在、人工肛門を造設した市民に対し、蓄便袋、蓄尿袋などのストーマ装具について、蓄便袋であれば月額8,900円、蓄尿袋であれば月額1万1,700円を上限とする給付を行っています。しかし、医療現場の関係者や当事者、御家族の声を伺うと、原材料費や輸送費の上昇、製造工程の高度化などにより、必要となる装具の年間費用が負担の上限を上回るケースが増えているとの指摘があります。

そこで、お伺いします。

1点目に、近年の物価高や製品の高機能化に伴い、ストーマ装具の必要量と実際の負担額とのかい離が生じていることを踏まえ、命と生活の質に直結するこの分野の給付額について、引上げ等の検討をすべきと考えますが、御見解を伺います。

2点目に、ストーマ装具の使用量や必要な種類は、病状、皮膚の状態、生活環境、年齢などによって大きく異なります。特に、高齢者や独居の方では、漏れや皮膚障害を防ぐために交換頻度が増える傾向があり、医療的安全性を確保するためにも、一定の柔軟性を持った給付制度が求められると考えます。こうした実態を踏まえ、例えば数か月分を一括して給付するなど給付方法の柔軟化や、手術等により一時的にストーマが必要となった方への支援など、医療的必要性に応じた弾力的な運用の導入について、本市としてどのようにお考えになっているのか、御見解を伺います。

3点目に、ストーマを造設された方が安心して生活を続けるためには、装具の給付だけではなく、医療機関、訪問看護、地域包括支援センターなどとの連携による継続的な支援が不可欠です。特に高齢化が進む中、セルフケアが困難となるケースが増えており、皮膚トラブルの早期発見や適切な装具選択の支援が重要です。他都市では、皮膚・排泄ケア認定看護師との連携強化、相談窓口の一元化、地域包括支援センターとの情報共有体制の整備などを進めている例もあります。本市として、こうした支援体制の充実や関係機関との連携強化にどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

次に、2つ目でございます。北九州市立看護専門学校についてお伺いします。

近年、若者や保護者の進路選択において、学士取得や4年制教育を重視する傾向が一層強まっております。看護師養成の分野においても同様の傾向で、新卒看護師の大卒割合は急速に増加しております。主流へと移行しつつあります。このような状況は、看護専門学校に対するイメージや進学動機にも少なからず影響を与えており、専門学校が従来担ってきた役割が相対的に見えにくくなっている側面も否めません。しかしながら、この大卒主流化の流れは、看護専門学校の存在意義を弱めるものではなく、むしろ役割をより明確に再定義し、地域医療の将来を見据えた視点から強化していく必要性が浮き彫りとなっていると考えます。

このような中、私は北九州市立看護専門学校が果たすべきと考える主な役割は、次の3点だと考えております。

第1に、地域医療を支える安定的な人材供給です。市立看護専門学校は比較的学費が安く、地域に根差した実習環境を背景に、これまで北九州市の医療・介護現場に多くの看護師を安定的に輩出しております。特に、高齢化率が高く、医療・介護の人材不足が深刻化している本市において果たす役割は、むしろ増大していると言えると言ってもいいでしょう。地域の病院や高齢者施設にとって、地元で育ち、地元で働く看護師の存在は、医療提供体制の安定性を左右する極めて重要な要素です。

第2に、教育のセーフティーネットとしての役割です。市立看護専門学校の学費は、4年制大学や民間の看護学校と比較して安価であることに加え、返還免除型奨学金などの制度も充実していることから、経済的に厳しい若者に対し確かな進学を提供しております。また、社会人経験者や子育て世代の再チャレンジの場としても機能しており、多様な経験を持つ人材が看護の道に進む機会を確保する点でも、市立看護学校の存在は欠かせません。

3点目に、即戦力の看護師育成という点です。市立看護専門学校では、現場で求められる実践力を重視したカリキュラムを持っています。加えて、市立医療センター等、地域の中核となる施設で実習を行うことができるメリットもあります。このように即戦力として育成された看護師は、大規模病院や地域の中小病院、高齢者施設が必要とする人材像に合致しており、卒業後の市内の定着率の高さは、市の医療政策にとって大きな財産になっております。

特に、地域包括ケアが進む中、現場で即戦力として働いている看護師の育成は欠かせません。実践力重視の教育は、大学教育とは異なる価値を持ち、地域医療の現場からも高く評価されております。加えて、市の医療政策と直結した人材養成が可能である点も強みと考えます。市が進める保健・医療・福祉及び介護に関する施策に合わせた教育内容の調整が必要であり、行政と教育が一体となって地域医療を支える体制を構築できます。市が必要とする医療人材を責任を持って育てるという仕組みは、地域医療の持続可能性を高める上で極めて重要です。

そこで、以上の観点を踏まえて、市は看護専門学校が担うべき役割についてどのように考えているのか、あわせて、市立看護専門学校に対する今後の支援について見解を伺います。

次に、北九州市立看護専門学校の今後の在り方について伺います。

看護師の育成については、先ほど述べたとおり、看護専門学校にも根強い需要はありますが、近年の大卒志向の高まりを考えると、将来的に大学化や学士取得ルートの整備を検討する必要性も浮かび上がってきます。現在、北九州市立病院機構の中期目標において、将来的な看護専門学校の在り方について市と十分協議をすることを求めており、これを受け、北九州市立病院機構の中期計画においては、将来的な看護専門学校の在り方について、市内の看護師の需給状況や関係機関の動向を踏まえて、市と法人で十分協議しています。

そこで、市立看護専門学校の今後の在り方について、学士取得ルートの整備も含め、どのように考えているのか、市の見解を伺いたと思います。

以上で私の第1質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目2つ目、北九州市立看護専門学校についてお尋ねございました。市立看護専門学校が担うべき役割、今後の支援、見解などお尋ねございました。

北九州市立看護専門学校は、明治33年の創立以来2,900名を超える卒業生を輩出し、長年にわたり地域医療を担ってきた歴史と実績を有しておられます。平成31年4月からは、地方独立行政法人北九州市立病院機構による経営に移行し、現在は1学年40名、計120名の学生が学んでおられます。

議員御指摘のとおり、看護専門学校は現場に直結した実践的なカリキュラムによって、3年間という短い期間で即戦力となる人材を育成しております。また、学費が比較的安価なことに加え、学校が設置されているエリアでの就職率も高いことから、これまでも地域の医療を支える人材を安定的に供給する役割を担ってまいりました。

このような中、北九州市では今後、医療・介護の複合ニーズがピークを迎えることから、市立病院をはじめ市内の医療現場で活躍する看護師を育成する市立看護専門学校の役割は大変重要であると認識をしております。このため、病院機構では市立病院との一体的運営による実践的な臨床教育、奨学金制度や授業料減免による経済的支援、オープンキャンパスや学校説明会を通じた魅力発信、卒業後の職場定着に向けた包括的なフォローアップ体制などに取り組んでございます。

また、学校の経営につきましては病院機構が担っておりますが、北九州市といたしまして、地域医療を支える看護人材を育成するという公的な役割を踏まえまして、病院機構に対し運営費負担金による支援を行っております。

北九州市立看護専門学校は、北九州の地域医療を支える看護職の育成の拠点であり、今後もその役割を果たせるよう運営支援を継続するとともに、将来の運営の在り方について、引き続き病院機構と議論を行ってまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）残りの質問に順次お答え申し上げます。

まず、オストメイトの方々への支援について、ストーマ装具の公費負担上限額の引上げ、それから、給付方法の柔軟化や医療的必要性に応じた弾力的な運用と、この2点の質問についてまとめてお答えいたします。

日常生活用具給付事業は、障害のある方が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、日常生活をより円滑に送れるための用具を給付するものでございます。この事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つでございまして、具体的な対象品目や公費負担上限額など、各自治体が地域の実情等に応じて決定することとなっております。

北九州市では、現在ストーマ装具を含む43品目を対象としており、令和6年度は約1万

4,000件、総額約2億9,300万円の給付を行いました。このうち、ストーマ装具に対する給付につきましては、全体の約6割を占める約1億8,000万円となっております。

日常生活用具給付事業につきましては、限られた財源で適切な支援を行っていくため、これまでも支援内容の見直しを適宜行ってまいりました。直近では今年4月に見直しを行いました。このうち公費負担上限額につきましては、上限額と実際の購入価格の中央値との価格差が大きい品目を優先的に検討し、移動用リフトなど3品目について増額改定を行いました。

一方、ストーマ装具につきましては、一定の価格差はあったものの、今回の見直し基準には達していなかったことから、今回は上限額を据え置いたところでございます。

他方、物価の上昇傾向は続いており、今後も様々な品目で価格差が生じることも考えられます。このため、引き続き市場価格や他都市の動向も注視しながら、ストーマ装具をはじめとする日常生活用具給付事業が、より実効性ある支援となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、給付方法の柔軟化や医療的必要性に応じた弾力的な運用についてのお尋ねでございますけれども、病状や生活環境など個々の状況に応じて製品や消費量が異なることや、手術の経過等によって一時的にストーマを造設するケースがあるということは承知をしております。

このような中、一時的にストーマを造設した方を給付の対象とすることができないかとの御提案でございますが、この事業が障害者総合支援法に基づくものであり、身体障害者手帳を所持していない方を給付対象とすることは、制度の趣旨から難しいと考えております。

一方で、北九州市ではストーマ装具などの消耗品については利用者の利便性に配慮して、一度の申請で最大6か月分をまとめて給付できる運用を行っております。令和6年度は、9割以上の方が複数月での一括給付を活用しており、利用者の病状や使用頻度に応じて柔軟に対応しているところでございます。今後も当事者の皆様の声も受け止めながら、オストメイトの方の日常生活を支えていけるよう適切に事業を運営してまいりたいと考えております。

続きまして、オストメイトの3つ目の御質問でございます。支援体制の充実や関係機関との連携強化ということでございます。

近年、医療と介護の連携を強化する動きが加速する中、特定の疾患や病態に関して高い専門性を有する医療従事者の役割が注目されております。中でもオストメイトの方にとって、皮膚・排泄ケア認定看護師は、専門的な知見から適切な装具の選択やスキンケアの指導を行える心強い存在でございます。北九州市内にもストーマ外来を設置し、認定看護師による支援をはじめとした長期的なサポート体制を整えている医療機関がございます。

一方で、高齢化に伴う身体的機能などの低下により、自力での医療機関の受診が難しくなり、適切なセルフケアが困難となる場合も想定されます。こうした事態に対応するためには、医療・介護・福祉など関係機関の連携が一層重要となってまいります。

このような中、北九州市では平成27年度から在宅医療・介護連携支援センターを設置し、専門のコーディネーターが患者の病状に沿った訪問診療医の確保や調整や、入院が必要になった在宅患者の入院先の調整など、医療・介護・福祉の関係者からの相談に対応しているところがございます。また、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議では、関係者から受けた相談に対し、ケアマネジャーや保健師などがストーマ装具使用者の皮膚疾患の予防や適切な装具への変更などについて協議をし、対応した事例もあるなど、必要に応じて多職種間の連携を図っているところがございます。

さらに、認定看護師や装具販売店の協力の下、年6回オストメイト講習会を開催しております。この講習会を通じて、当事者やその家族が適切なセルフケアを学ぶ機会や、認定看護師への相談もできる場の提供に取り組んでおります。

今後もオストメイトの方が障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関が連携して、きめ細かな支援に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、北九州市立看護専門学校についての2つ目の御質問、市立看護専門学校の今後の在り方、学士取得ルートの整備の考え方についての御質問でございます。

看護師資格の取得に当たりましては、大学の看護系学部、看護専門学校、高等学校の看護師養成課程など多様な進路がございますが、近年看護職を志す若者や保護者の間では、4年制大学を選択する傾向が強まっている状況でございます。また、専門学校に一旦入学した後に、学士の取得を希望する学生も一定数おられます。

北九州市における看護職養成機関は、大学が3校、専門学校9校、高等学校2校の計14校ございまして、それぞれが特色を生かしながら看護人材の育成に取り組んでいるところがございます。昨今の状況といたしましては、看護学部の新設を予定する大学がある一方で、閉校を予定している専門学校もあると聞いております。

このような中、北九州市立看護専門学校につきましては、長年培ってきた実績に加え、従前から市立病院と一体となった臨床教育の推進、学生の経済的負担を軽減する奨学金の制度、職場定着のための卒業後のフォローアップ等に取り組んでいるところがございます。全国的には、看護専門学校の定員割れが増えつつある中、北九州市立看護専門学校におけるこのような取組は、学生や保護者から一定の評価を得ており、近年も安定的に志願者を確保し、定員を充足している状況でございます。

一方、学士取得につきましては、北九州市立看護専門学校においては、現状では希望する学生は非常に少ないことから、学生から相談があった場合に個別に支援を行っております。この学士取得の仕組みを含めました今後の学生支援の在り方につきましては、学生の志望動向や全国的な状況等について、引き続き情報収集を行うこととしております。

今後も地域における看護人材の安定的な確保に向け、北九州市立看護専門学校の教育環境を

充実させるとともに、引き続き質の高い看護師の養成に取り組んでまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○議長（中村義雄君）51番 小宮議員。

○51番（小宮良彦君）御丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、第2質問をさせていただきたいと思います。

その前に、オストメイトのほうに関してはありがとうございます。柔軟ないろんな施策を考えていただき、43品目、大体1億8,000万円ぐらいな助成をされているということで、一時的にストーマを作る方に対しての支援がちょっと薄いかなとは思う一方で、北九州市には柔軟に患者さんの声を聞きながら、そして、業界団体の声も聞きながら対応していただいている、さらに、サポート整備、教育の分野に関しても会議を開いたりとしていただいて、年6回ですかね、されているということで、今後もよろしくお願いします。

看護専門学校について質問させていただきたいと思います。

現在、私も度々市立医療センター、病院の在り方検討会というものが開催されております。これまで何度か私も傍聴して学ばさせていただきました。委員の先生方は、病院の建物の在り方や医師の確保、あとは診療体制ですね、幅広い議論を重ねられている一方で、この機構が担う事業の一つである市立看護専門学校については、残念ながらほとんど触れられることはございません。

今こそ北九州市立看護専門学校の将来像についても、建物も隣接していますので、老朽化している看護専門学校であります。真剣に向き合い、方向性を示していかなければいけない時期と考えております。病院機構の事業です。在り方検討会においても十分な時間を確保して、しっかり議論を深めていく必要があると考えますが、市としての御見解を伺います。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）ただいま御質問いただきましたように、近年の在り方検討会の議題のほうでは、直接看護専門学校についての議題というのは、あまり上がっていなかったことと思います。2015年、2016年にかけてまして、実は今後の看護学校の在り方ということで検討しておりまして、その当時、今後に向けてという報告書も出しておりますけれども、その時点では、当面運営継続をし、また、地域医療の看護師需要を見ながら、将来の在り方について引き続き検討するというところで報告書は出ているところでございます。

先ほど申し上げましたように、それから10年たちまして、今の状況もございますし、また、先ほど御答弁申し上げましたように、学生の志望動向、今後が変わってくることもあるかと思っております。そういった情報を私どもも集めながら、やはり必要に応じて在り方検討会の議論というところにも今後の設ける場面というのはあるかと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）51番 小宮議員。

○51番（小宮良彦君）ありがとうございます。今御答弁いただいたとおり、検討会において

10年前ということで、もう十年一昔という言葉もあるとおりでして、市立看護学校に対して存続する意義はすごく高いと思います。今回、もうまとめになります。今回はオストメイトの支援について、患者さんの立場に立った視点から質問をさせていただいた経緯もありますし、私が長年、介護、福祉、医療の現場で働いた経験、そういうのも御家族から聞いた、患者さんから聞いた声を代弁したような形ですね。そしてまた、市立看護専門学校に対する質問は、私は戸畑医師会の看護学校出身なんですけど、学生時代の恩師に相談し、元上司も実を言うと市立看護学校出身の上司でありまして、すごく心配して危惧されております。今後の市立看護専門学校、特にすばらしい人材育成をされていますので、どうか安心して学べるような環境をつくっていただきたいと思います。

これまで私も介護・医療のことを一生懸命仕事としてやっていましたが、これからは市政に対して提言をしていく立場になっております。気前のいい話ばかりせずに、耳が痛いような話も私もされることもあります。どうか市の皆様も、医療・介護のほうを市の都市ブランド強化と同じような感覚で、重点的に支援していただけたら幸いだと思います。どうぞこれからもよろしくお願いします。ありがとうございました。終わります。

○議長（中村義雄君）ここですばらく休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

○副議長（村上直樹君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。36番 中村議員。

○36番（中村じゅん子君）皆様こんにちは。市民とともに北九州、中村じゅん子でございます。傍聴に来ていただいた皆様、そして、インターネット中継等々でこの私の議会の意見をお聞きいただいている方、本当にありがとうございます。

早速ではございますが、質問に入らせていただきます。

まず1点目、〇〇推し課の設立について伺います。

令和8年3月25日に閉会された前2月議会において、私たち議員は、市長から提案された予算案をはじめとする議案一つ一つについて議論を重ね、これを承認したところです。

ところが、閉会した直後の午後1時、市は突如、新たな部署、〇〇推し課を設立することを発表し、翌日の3月26日の市長の定例記者会見において、推し活の熱量を都市の活力に変えていくと、〇〇推し課の設立のコンセプトが示され、〇〇推し課の意義を説明されました。

私は、その報道を受けて思わず予算書を見直し、どこにこの趣旨が記載されているのか、類似した取組や新規事業があったのか探しました。しかし、私には見つけることはできませんでした。もちろん、予算を執行するための組織をどうつくるのかは市長の権限であり、議会に諮る必要はないことは承知しています。しかし、市長がマスコミ発表するほどの目玉事業であれば、予算書にしっかり記載をした上で、2月議会でも私ども議会と議論すべきではなかったのか

と考えます。

また、私の下には、市民から〇〇推し課とは何をする部署なのか分からない、〇〇推し課ができたことで市民にどのようなメリットがあるのかなどといった声も寄せられています。

そこで、3点伺います。

1点目に、この〇〇推し課が行う事業の狙いについて見解を伺います。

2点目に、その狙いに基づく事業は、令和8年度予算案の中でどのように位置づけられており、どのくらいの事業経費を見込んでいるのか、見解を伺います。

3点目に、〇〇推し課が進める事業により、今後市民はどのようなメリットを享受できると考えているのか、見解を伺います。

2点目に、介護保険事業所への支援、負担軽減について伺います。

私は、議員就任後のすぐ、令和7年2月議会においても、介護事業者支援と現場の声を市が直接聞く場の再構築が必要だと質問いたしました。市からは、北九州モデルで業務効率化や処遇改善加算の取得支援を進める、市民の皆さんが安心して介護サービスを受けられるよう現場の声を大切にしながら、支え合いの仕組みづくりを進めると答弁がありました。

介護保険制度は国の制度であるため、介護報酬や人員配置などについては市が決定できるわけではありません。しかし、運用については、保険者として、答弁があったとおりに、市民が安心して介護サービスを受けられるような仕組みづくりが必要です。

また、御利用者お一人お一人のケアプランを作成する居宅支援事業所のケアマネジャーからは、人手不足もあるため、事務の簡素化について強い要望があります。特に、介護予防、要支援1、2と呼ばれる軽度の方ですね、に関しては、要介護の方のプランよりも区による原案チェックなどにより、とても煩雑になっており、委託している単価も低いため、もう受託しないという判断をしている事業所も多いです。そのため、介護予防、要支援の方のケアプランを受け持ってくれるケアマネジャーを探すのに苦労しているというのが現状です。

同様に、区との事務やり取りが煩雑なのが生活保護受給者の方のケアプランです。介護保険法だけでなく、生活保護法の理解も必要で、担当のケースワーカーへの確認に加え、給付係による確認が必要となっています。また、保護受給者の方が福祉用具や住宅改修を受けたいと思うときには相見積りが必要など、居宅支援事業所、ケアマネジャーの事務作業は膨大です。

そこで、3点伺います。

令和7年2月議会で答弁のあった業務効率化や処遇改善加算の取得支援の全体の進捗状況を問います。特に、国が新たに処遇改善加算の対象とした居宅介護支援事業所、ケアマネジャーさんの働く場所ですね、とか訪問看護等への支援内容を伺います。

2つ目に、先ほど申しました介護予防、要支援の方のケアプランの簡素化と、チェックの際の区での対応を統一し、何度も何度もケアマネジャーが区役所に足を運ばなくてもいい仕組みに変更すべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、3つ目、生活保護を受給されている方のケアプラン作成についての事務も同様、事務作業の簡素化を図るべきと考えますが、見解を伺います。

以上で私からの第1質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目1つ目、〇〇推し課の事業の狙い、設立について、事業の狙いについての御見解をお尋ねございました。

現在、推し活は幅広い世代に広がりを見せており、日本人の4人に1人がアニメ、アイドル、スポーツなど何らかの推し活を行っていると言われていています。このため、関連分野を含めた市場規模は約4兆円に上るとされ、推し活は個人の趣味活動の枠を超え、地域の消費拡大や、にぎわい創出に寄与する新たな経済的価値として注目をされています。

私は、この推しという行動の本質を、自らの意思で誰かや何かを応援する、すなわち主体的な選択に基づく利他的な営みであると捉えております。そして、自分の好きを大切にしながら、それを誰かと語り合い、共有し、共に応援していく、この熱量は人と人とのつながりを生み、町に活気をもたらし、地域を動かす大きなエネルギーになれると考えております。

こうした中、北九州市には映画の町としての実績、北九州市漫画ミュージアム、あるあるCityをはじめとしたポップカルチャーの集積に加え、スポーツ、食、夜景などなど、多様な推しの受皿となる豊かな土壌が既に築かれております。

そこで、北九州市が持つこれらのポテンシャルを最大限に生かし、ファンや市民の皆様の熱量を一過性のもので終わらせることなく、地域経済の発展につなげていくこと、すなわち推しの熱量を都市の活力へと変換することをミッションとして、令和8年4月に〇〇推し課を新設したところであります。

具体的には、推しの熱量を市内での回遊や滞在、飲食、買物、宿泊などの消費行動につなげまして、そして、町のにぎわいを促し、さらには、コンテンツ産業の誘致やクリエイターの集積へと発展させていく、言わば点のにぎわいを線でつなぎ、さらに、地域全体を巻き込む面の経済循環へと高めていくことが、この課の役割でございます。

この挑戦の先にあるのは、市民の皆様の暮らしの豊かさでございます。にぎわいを生み、地元企業を元気にする、そして、誰もが自分の好きを尊重されながら、この町に住みたいと思える北九州市の実現に向け、全庁一丸となって取り組んでまいります。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（池永紳也君）〇〇推し課の設立についてのうち、〇〇推し課の事業の令和8年度予算の中での位置づけ、事業経費の見込み、そして、事業による今後の市民へのメリットについて一括して御答弁申し上げます。

〇〇推し課の取組につきましては、民間事業者を含め、市内で実施されるイベント、スポー

ツ、ポップカルチャーなど、既存の事業に対し、推しの視点や特性を掛け合わせることで、町のにぎわいと地域経済への波及効果を高めていくものでございます。このため、令和8年度におきましては、新規事業として〇〇推し課固有の予算を計上するのではなく、民間事業者の活動や地域の協力体制、市の広報媒体や各部局が所管する既存事業等を有機的に連動させながら事業を進めていくこととしております。

こうした考えの下、第1弾として実施いたしましたギラヴァンツ北九州戦におけるアウエーサポーター歓迎キャンペーンでは、デジタルサイネージによる歓迎メッセージの発信、地元高校書道部による歓迎作品の掲出、約50の協力店による特典サービスの提供などにより、町全体で来訪者をお迎えする空間を創出いたしました。

また、第2弾では、6月13、14日の2日間、北九州メッセで開催される&TEAMのコンサートに合わせまして、小倉駅を推し活の聖地として盛り上げる取組を進めております。この取組につきましては、北九州市の発表と同時に当該グループの公式SNSでも発信され、僅か1日で約30万回もの閲覧数を記録するなど大きな反響をいただいております。寄せられた声の中には、とてもすてきな企画をありがとう、おいしいものを食べたいといった喜びの声や、周遊、消費への意欲につながるものが数多くあり、このような仕掛けによって北九州市への注目を高めていきたいと考えております。

次に、市民へのメリットにつきましては、〇〇推し課の取組は、一部のファンや特定の推しを持つ方々だけを対象とするものではなく、北九州市に集まるファンの皆様の熱量を呼び水として地域経済を活性化させ、これを市民の皆様に広く還元していくものでございます。具体的には、こうしたファンの熱量を一過性の点で終わらせるのではなく、にぎわいを線でつなぎ、さらに、地域全体を巻き込む面の経済循環へと高めることで、宿泊、飲食、買物、交通利用などの需要創出につなげてまいります。

この結果、地元企業の売上向上や雇用の確保、さらには市税収入の増加が期待され、ひいては公共サービスの維持や地域の利便性向上など、市民の皆様の暮らしの彩りや安らぎへ還元されていくものと考えております。

今後も民間事業者の創意工夫や地域の皆様の協力、各局の施策を有機的に結びつけながら、にぎわいの創出、地域経済の活性化、そして、市民への確かな還元につながる取組を機動的、戦略的に進めてまいります。以上でございます。

○副議長（村上直樹君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君） 最後に、介護事業所への支援、負担軽減についての3つの御質問に順次お答え申し上げます。

まず初めに、処遇改善につきまして、国が新たに処遇改善加算の対象とした居宅介護支援事業所等への支援状況についてでございます。

高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、必要な介護サービスが将来に

わたり安心して提供されることが重要でございます。このため、国においてはこれまでも介護事業者がサービス提供体制を維持できるよう、サービスの担い手である介護従事者の処遇改善に継続的に取り組んできたところでございます。

また、昨今の他産業における賃上げや物価上昇に適切に対応するため、国は昨年11月に強い経済を実現する総合経済対策を閣議決定いたしまして、本来の介護報酬の改定時期である令和9年度を待たずに、今年度臨時的にプラス2.0%の改定を行うこととしております。この中で、介護従事者の賃金改善を促す処遇改善加算につきましては、今年6月から、これまで加算の対象外でございました居宅介護支援や訪問看護サービスなどについても対象に追加されたところでございます。

北九州市では、これまでも毎年市内事業者に対し、制度の周知や加算取得に必要な事務手続に関する支援を行ってまいりました。今回、臨時の改定が行われたことを受けまして、例年実施しているセミナーや個別相談会に加えて、今年5月に処遇改善加算の新規取得や、より上位の加算取得をテーマといたしましたセミナーを開催したところでございます。また、今月も個別相談会を追加で実施しておりまして、新たに加算対象となった事業者がスムーズに申請できるよう、きめ細かな支援を行っているところでございます。

今後も介護現場の声を丁寧に向いながら、介護人材の確保、定着や、必要な介護サービスが安定的に提供される環境づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

すみません。先ほど改定率につきまして、プラス2.0%ということをも2.0%と読み間違えましたので、訂正をいたします。申し訳ありません。すみません。2.03%でございます。申し訳ありません。

続きまして、2つ目でございます。ケアプランに係る事務の簡素化や、各区役所におけるケアプランのチェックの統一化、それから、仕組みの改善についてのお問合せでございます。

ケアマネジャーは、要介護者等に寄り添い、尊厳の保持と自立支援を図る専門員として、ケアプランの作成やサービス事業者との調整など、在宅介護サービスの要としての役割を担っていただいております。

一方で、介護保険に係る各種手続など、煩雑な事務も同時に行っていただいておりますことから、国においてもケアマネジャーが専門性を生かしたケアマネジメント業務に注力できるよう、負担の軽減に向けた検討が進められているところでございます。

このような中、北九州市では地域包括支援センターが担当する利用者の約半数について、民間の居宅介護支援事業所にケアプラン作成等のケアマネジメントを委託しているところでございます。また、受託した事業者のケアマネジャーは、区役所の地域包括支援センターで作成したケアプラン案について確認を受ける必要がございます。この際、書類の不足や記載内容の修正があれば再度来所していただく場合があり、その事務が煩雑との声があることは承知しております。

こうした状況を踏まえまして、北九州市の地域包括支援センターでは、現在関係事業間でケアプラン情報等をオンラインで共有する国のケアプランデータ連携システムの導入の準備を進めているところでございます。このシステムの利用により、受託事業者と地域包括支援センター間の書類のやり取りが電子化され、事務の簡素化や来所負担の軽減が期待されると考えております。

また、このシステムの導入に向けた検討の中で、ケアプラン案の確認の際、区ごとの確認事項に違いがあることも明らかになりました。このため、現在統一的な運用を図るためのチェックリストの作成や事務手順の見直しに着手をしたところでございます。

今後も現場の声を伺いながら、D Xの活用による事務の簡素化や標準化を進め、ケアマネジャーの負担軽減と、専門業務に注力できる環境づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、3つ目の御質問でございます。生活保護受給者のケアプラン作成に係る事務を簡素化すべきとの御質問でございます。

生活保護制度は法定受託事務として、関係法令をはじめ国の定める通知等に基づき運用することとされております。生活保護の介護扶助につきましては、国の通知において外部委託または介護支援専門員等を雇用し、生活保護受給者の自立支援、ケアプランの点検、当該者に対する介護サービスの利用に係る指導、援助等を行うことにより、介護扶助の適正な給付を図ると示されております。これに基づきまして、北九州市ではケアマネジャーを各福祉事務所の保護課に配置いたしまして、ケアプランの点検や介護サービスの利用に係る指導や援助を実施しているところでございます。

生活保護の介護扶助を受けようとする場合には、事前に所管の福祉事務所へ介護扶助の申請を行う必要があります。同時にケアプランの写し等を提出していただいております。これは、介護扶助が公費により実施される制度であることから、1つ目には、居宅介護サービスが適切に実施されているか、2つ目に、介護保険給付の対象となるサービスであるか、3つ目に、生活保護法の目的に合ったサービスか、4つ目に、自立支援給付等、他法、他施策の活用が可能ではないかといった観点から確認を行う必要があるためでございます。

また、生活保護制度においては、受給者の自立助長につなげていく視点が重要であり、このためにも福祉事務所における一定の確認や点検は必要なものと考えております。

なお、今後国のケアプランデータ連携システムの導入や、区役所の窓口業務のD X化の一環として、要介護認定のオンライン申請の検証に取り組むこととしておりまして、これらが実装されることを通して、介護事業者等の負担軽減や事務の簡素化につながると期待しているところでございます。

北九州市といたしましては、今後も介護現場における事務負担にも十分配慮しつつ、生活保護制度の趣旨や国の通知等を踏まえながら、受給者の自立支援と介護扶助の適正な執行が両立

できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○副議長（村上直樹君）36番 中村議員。

○36番（中村じゅん子君）御答弁ありがとうございました。

では、順番に、まず、〇〇推し課についてです。

1つ目ですね。まず、この課の名前は、〇〇推し課ということによろしいんですよね。その〇〇ってついている何か意味がきつとあると思うんですが、まるまる推し課と読むわけではないと思うんですが、ここには何かを入れる想定というか、そのときそのときで何かが入るという想定なのか、ちょっと私が意味が分からなかったので教えてください。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（池永紳也君）今議員御案内のとおりで、いろんな推しの対象がございますので、〇〇というふうにしているということでございます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）36番 中村議員。

○36番（中村じゅん子君）先ほど市長からの答弁の推しの熱量を町の経済へとか、お一人お一人の好きなことをということに全く反対しているわけではないんですが、先ほど第1の質問でお訴えさせていただいたように、私たち市民から聞かれてもこの議員全員お答えすることができないです、この〇〇推し課の目的とかですね。なので、あえて本日議場の場でお伺いをしたところです。

先ほど、お一人お一人の推しっていろいろあるという話でしたが、例えば市民お一人お一人のそれぞれの推しって、先ほどスポーツだったり例示をされましたが、私の周りでは縫い活って縫いぐるみの推し活とか、いろんなすごい幅広い推しがあると思うんですが、それを市がこの事業のそ上にのせるというか、判断して選択する何か考え方みたいなものがあるのでしょうか、教えてください。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（池永紳也君）先ほど市長からも答弁させていただきましたけれども、北九州市にはいろんな推しをやっていくという、映画もございましたし、いろんな事業の中で北九州にもう既に土壌にあるものというのがございますので、まずはそういったもの、それから、最近では大きなコンサートとかもかなり誘致が進んでいますので、そういった中でそういうものを活用して、その熱量をこの町の経済につなげていくというようなことで、これだこれだということではなくて、今ある中で何を取り上げることがいいのかというような視点で進めていきたいと思っております。

○副議長（村上直樹君）36番 中村議員。

○36番（中村じゅん子君）ありがとうございます。今答弁にありましたように、本当に幅広いスポーツから、文化からと言っていたら、私のグループも応援してほしいわとか、うちのコー

ラスも応援してほしいわとか、私バレーボールしていますけど、ママさんバレーもぜひ推してほしいわとかということが出てくるのではないかなと思いますので、何かその辺の判断基準というか、今第2弾までですよ。今度次の6月の13、14日の分がちょっと私もグループ名が、&TEAMさんというんですね、すごい盛り上がっているということで、第3弾、第4弾と決めていくときの何か基準みたいなのは市民に分かりやすく説明というか、が必要じゃないかなと思います。これは要望です。

行政の行う事業、先ほど予算は既存の予算でということですが、行政の行う事業ですから、やっぱり行政評価という視点が不可欠だと思います。この事業の目的と、それと、何でこの推し活を応援する、〇〇推し課をつくってやっていって、この1年間、令和8年度で何が先ほどあった市民だったり民間事業者の後押しになって、北九州市にとってどう評価というか、費用対効果等で明確にしていくべきだと思うんですが、その辺は今お考えがあれば教えてください。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（池永紳也君）先ほど御案内させていただきましたけれども、もう既にギラヴァンツ、アウエーの歓迎の推しを市でやっておりますけれども、いろんな人のアンケートの声だとか、それから、協力店での売上げはどうだったとか、そういうことをこれからしっかりと把握、分析しながら効果を測定して、次どうしていけばいいのかということにもつながっていくということで、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）36番 中村議員。

○36番（中村じゅん子君）ありがとうございました。令和8年、これからの事業ですから、また決算時には今お話しした費用対効果みたいな視点から検証させていただきたいと思います。そのときには、ぜひ市として取組をやる前とやった後でこれだけ効果が違うというような、明確な評価基準をお示しいただければと思います。これは要望いたします。

続きまして、2番目の介護事業所への支援、負担軽減の件でお伺いいたします。

まず、1番の処遇改善については、国の緊急措置というか、やっぱりケアマネジャーさん、訪問看護も含め、全ての介護事業所の賃金が上がっていかないという、構造上、上がっていかないということで処遇改善手当というのが設定されたわけですが、私もいろんな勉強会とかに参加いたしますが、やっぱり事務負担、煩雑でもういいわみたいな、もう取らなくていいわみたいな事業者さんがまあまあいらっしゃいます。なので、先ほど局長答弁がありましたとおり、個別相談とかもお受けいただいているというのをしっかりと周知いただいて、せっかく国が設定した処遇改善なのに、事業所が取らなかったという結論になるのが、北九州市のですね、本市の事業所が取らない、取れないというのが一番残念な結果になると思いますので、後押しのほうお願いいたします。

それから、2番目、3番目です。これは局長答弁の中にありましたように、やはり区による

いろんな判断基準というか、ローカルルールみたいなのがあって、それがケアマネさんをとっても苦しめています。何度も何度も足を運んで1回でこれが修正、また、修正していったら、今度は違うところが修正みたいな、もうそれがケアマネさんにとっては予防の委託金額が少ない、低い予防をもう取りたくない、取れないという原因になっているんですね。

私も小倉北区の方で予防のプランを受けてくださるところがないかという御相談があったので、私の周りのケアプランセンターにお伺いをしました。そもそも予防をもう取っていません、包括に言ってください、予防は取っているけれど、委託は受ける体制は取れているけど、ケアマネジャーがいない、人員不足とかで受けられないんですみたいなところがあって、その方も随分、御本人というより、周りの方が探された経緯があります。

そういうのも含めてやっぱり事務的なことを改善、それで、ケアマネジャーさんはほかの市町村の予防のプランも受けていますから、よそがどれだけ簡単か、委託料が北九州より高いというのを皆さん御存じなので、本市のケアプランを受けるメリットと言ったらおかしいですけど、気にならないというのが今の現状だと思いますので、生活保護のことも含め、やっぱりシャドーワークのようにになっているケアマネさんの事務負担を、ぜひ小さいことからでもいいので、変えていっていただければ、今頑張ってくださいっている、家族の代わりぐらいのお仕事もして下さっているケアマネジャーさんも少し頑張れるんじゃないかと思います。これは要望とさせていただきます。以上で終わります。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。31番 森本議員。

○31番（森本由美君）皆さんこんにちは。市民とともに北九州の森本由美です。本日は議場まで傍聴にお越しいただき、また、中継を御覧いただきありがとうございます。

第2質問の時間を確保したいので、早速質問に入りたいと思います。

初めに、ひきこもりの人とその家族の支援について伺います。

ひきこもりは、社会的孤立や経済的困窮、8050問題に代表される複合的な課題を抱えた、行政全体で取り組むべき深刻なテーマです。昨年の6月議会での質問から1年が経過しましたが、この間にも当事者やその御家族の高齢化、孤立化は刻一刻と進行しています。

厚生労働省は昨年1月、2010年に策定されたひきこもりの評価・支援に関するガイドラインに加え、新たにひきこもり支援ハンドブックを作成しました。新たなハンドブックでは、これまでの社会復帰や就労をゴールとする画一的なアプローチから、当事者の尊厳や安心感を最優先にし、多様な生き方を認める伴走型の支援へと、その在り方を大きく転換しています。これら国の方針転換を本市においても具現化するためには、本市の現状を的確に把握し、効果的な取組を行うことが不可欠です。

そこで、この国の新たな方針を受け、本市におけるひきこもり支援の基本姿勢やアプローチがどのように変わっていくのか、まずは市長の認識を伺います。

第2に、北九州市ひきこもり地域支援センターすてっぷの相談支援事業のさらなる充実と、

他機関との連携について伺います。

過去の質問でも申し上げてきましたが、ひきこもりの当事者が自ら窓口へ足を運ぶことは容易ではなく、行政や専門職が家庭に出向くアウトリーチ、訪問型支援こそが孤立を防ぐ生命線です。しかし、現在相談件数の高止まりに加え、世帯全体の複合的な悩みや困難を抱えている事例の増加などにより、すてっぷの現場にかかる負担は極めて重くなっています。そのせいか、私の下には精神疾患のある家族の支援をしていただけない、どこに相談すればいいのかという不満の声も届いているところです。

本市が2022年2月に行ったひきこもり等実態調査の結果によると、市内に約1万2,400人、率にして約2%のひきこもり状態にある方がいると推計されています。この推計に基づき、すてっぷの相談支援体制を抜本的に拡充、強化すべきだと思います。

また、相談員の増員といった直接的な体制強化に加え、本市が推進する重層的支援体制整備事業の下、各区役所の福祉部門窓口や社会福祉協議会、また、伴走型支援の実績を持つ民間団体など、他機関との役割分担や横の連携をどのように強化し、地域全体でアウトリーチの網の目を広げていくのか、具体的な取組と今後の方向性を伺います。

第3に、当事者の居場所づくりについてです。社会復帰を急がせるのではなく、安心して過ごせるサードプレイス、第3の居場所の存在が回復への第一歩となります。近年では、江戸川区のように駄菓子屋を併設して交流や就労体験をできるようにしたり、メタバース等のICT技術を活用した仮想空間での居場所づくりなど、多様な手法を導入する自治体も増えています。本市として居場所づくりの取組の現状と、今後のさらなる多様化、拡充に向けた見解をお聞かせください。

次に、有機農業の推進とオーガニック給食の導入について伺います。

現在、国においてみどりの食料システム戦略が進められ、環境負荷の低い持続可能な農林水産業への転換が急務となっています。本市においてもSDGs未来都市、そして、環境首都として、脱炭素や資源循環の取組を強化しているところです。しかし、真の持続可能性とは、単に環境を守るだけでなく、地域の経済、そして、市民の健康や子供の育成が一つの大きな循環として結びついてこそ実現するものではないでしょうか。

そこで、今回は海外の先進事例として、お隣の韓国・華城市の取組を御紹介し、質問いたします。

人口約100万人の大都市である華城市では、行政、農家、市民が一体となり、地域内で食料と経済を循環させる見事なシステムを構築しています。その核となっているのが、保育所から高校まで約14万食に及ぶ親環境（環境に優しい）無償給食です。華城市では、公設民営のフード統合支援センターが、地域の有機、無農薬農産物の集荷から学校への需給管理、供給までを一括して担っています。これにより、最安値を競う通常の公共調達ルールから給食を切り離し、地元の環境に配慮した農産物を適正価格で安定的に買い取る仕組みをつくりました。ま

た、市民リーダーや保護者、農家、行政で構成されるフード委員会が政策決定に関わっており、まさに行政、農家、市民が対等なパートナーとして、子供の健康と地域農業の持続可能性を支えています。単に有機食材を使うという点にとどまらず、給食をハブにした地域循環システムそのものをデザインしている点が極めて先進的です。

以上を踏まえ、2点伺います。

1点目に、有機農業の推進についてです。日本における有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、また、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいい、国は2000年に有機農産物の日本農林規格を制定し、2006年には有機農業の推進に関する法律を制定し、有機農業の取組拡大を目指しています。

しかしながら、生産コストと労力が大きいことや、安定した販路、市場が形成されていないことなどから、なかなか普及が進んでいないところです。もし本市が華城市のように消費（市民・学校）と生産（地元農家）を確実につなぐコーディネート機能を主導し、地域循環型のフードシステムを構築できれば、農家にとっては安定した販路と収入が保障され、市民にとっては安全・安心な地元産食材が身近になると思います。

折しも、本市では今年度、これからの本市農業の指針となる北九州市農林水産業振興計画の策定を進めていくことと承知しています。この極めて重要な次期計画の中に、ぜひとも行政、農家、市民が一体となった持続可能な地域循環システムの構築をしっかりと盛り込み、本市における有機農業の推進に力強く取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、見解を伺います。

次に、オーガニック給食の導入についてです。本市では、現在給食の質の向上のための様々な取組を行っているところです。そこで、給食の質の向上の一環としてオーガニック給食にも取り組んでいただきたいと思います。本市には、土づくりからこだわり、環境に配慮した持続可能な農業を実践されている農家や農業生産法人が数十件あると聞いています。オーガニック給食の実施に向けて、まずは教育委員会と産業経済局が連携して協議会などを立ち上げ、有機農産物の実態把握や、生産者と活用方法や課題について情報交換を行うなど、モデル実施に向けた具体的な一歩を踏み出していただけないか、見解を伺います。

以上で第1質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）森本先生の25周年の表彰おめでとうございます。

まず1つ目、大項目、ひきこもりの人とその家族の支援について、ひきこもり支援ハンドブックを受け、支援の基本姿勢、アプローチがどのように変わっていくのか、お尋ねございました。

ひきこもりをめぐるのは、本人の状態や背景が多様であり、生活困窮、障害、精神疾患、就労、家族関係など複合的な課題が重なっていることもあり、単に個人の問題ではなく、社会全

体で受け止め、支えていくべき課題でございます。

こうした中、国が作成をいたしましたひきこもり支援ハンドブックにおきましては、ひきこもり支援をこれまでのように個人の問題にフォーカスをし、解決を目指す医療モデルだけでなく、個人を取り巻く環境や社会との関係性にも目を向ける社会モデルが取り入れられているところであります。これは、孤立に悩む御本人や御家族に対しまして、社会全体でどのように寄り添い、支えていくべきかを示す新たな指針となっております。

北九州市では、このハンドブックで示された3つの価値、すなわち人間観、支援観、社会観を踏まえまして、目指すべき支援の在り方として3つの視点でアプローチすることが重要と考えております。

1つ目に、本人の尊厳と安心を最優先することでございます。ひきこもり状態にある方の中には、社会の中で傷つき、自分自身を守りながら回復に向けた時間を過ごしている方もおられます。その背景を理解し、尊厳ある一人の人間として対等な目線で寄り添うことを全ての支援の出発点とします。

2つ目に、本人のペースと自己決定の尊重であります。本人がどう生きたいか、どのような未来を望んでいるかという意思を尊重し、支援者側の枠組みを押しつけることなく、丁寧な対話を通じて自立する力を共に育んでいくということであります。

3つ目に、社会の側の理解を広げ、受け入れる環境を整えることでございます。ひきこもり状態に至る背景には、現代社会の生きづらさや時代背景があることに目を向ける必要があります。ひきこもりに対する誤解や偏見をなくし、多様な生き方をお互いに認め合える思いやりのある社会を目指してまいります。

このような支援の姿勢やアプローチを通して、御本人や御家族の尊厳を大切にし、社会全体で孤立を防ぎ、誰もが安心して暮らせる安らぐ町が実現するよう引き続き取り組んでまいります。以上でございます。残りは担当局長等からお答えします。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）次に、ひきこもりの人とその家族の支援についての残りの質問に順次お答え申し上げます。

まず、ひきこもり相談支援体制の強化や他機関との役割分担、横の連携をどのように強化していくかとの御質問でございます。

ひきこもり状態にある方は、就労や人間関係、生きづらさ、心身の不調など多様な背景や困難を抱えており、個々の状況に応じた丁寧な支援が求められております。国が作成いたしました、ひきこもり支援ハンドブックにおきましても、本人や家族の尊厳を守り、寄り添いながら相談支援を行うことや、一人一人の意見を受け止め、それぞれのペースに合わせた伴走型支援を行うことの重要性が示されているところでございます。

北九州市では、これまでひきこもり地域支援センターすてっぷの相談員を段階的に増員する

など、相談支援や訪問による支援の体制強化を図ってまいりました。また、各区役所や関係機関とも緊密に連携を図りながら、個々のニーズに沿った支援を展開しているところでございます。

さらに、昨年度から開始いたしました重層的支援体制整備事業におきましても、支援につながりにくい方への対応を強化しております。具体的には、NPO法人や社会福祉協議会と連携し、支援を拒否している方への訪問を重ね、少しずつ信頼関係を構築しながら、必要な支援につなげる取組を行ってございます。

加えて、北九州市では民間の支援機関で構成される北九州市孤独・孤立対策等連携協議会を設置しておりまして、昨年度はこの協議会をひきこもり支援のプラットフォームとしても位置づけたところでございます。これにより、ひきこもりの背景にある介護、障害、子育て、生活困窮などの課題に対して、それぞれの分野の強みを生かした新たな連携が生まれ、ひきこもり状態にある方やその家族を包括的に支える体制の強化につながるものと考えてございます。今後引き続きこれらの支援機関との連携をさらに深め、本人や家族に寄り添った支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3つ目の居場所づくりの取組状況、それから、今後の拡充についてとの御質問でございます。

ひきこもり支援におきましては、本人の意思を尊重しながら、社会との関わりを再び持てるようにするためには、まずは、ありのままの自分でいられる居場所を見つけることが重要でございます。ひきこもり支援ハンドブックの中でも、社会参加や就労を急がせるのではなく、多様な生き方を認め、本人が安心して過ごせる場を確保することの重要性が改めて示されたところでございます。

北九州市では、これまでもひきこもり地域支援センターすてっぷにおいて、本人のニーズに応じた多様な居場所づくりを展開してございます。具体的には、家族や地域の方も一緒に参加できる、やわらかカフェや、40歳以上の方を対象としたフリースペース、さらには外出が困難な方でも参加しやすいオンライン上の居場所など、本人が一步を踏み出しやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。

また、民間団体におきましても、お寺の本堂を開放したフリースペースや、女性を対象にした少人数での交流の場など、地域の特性を生かした様々な居場所が運営されております。すてっぷでは、こうした活動を行う民間団体と情報を共有し、相談者の状況に合わせた居場所に丁寧につながりなど、官民が連携して支援の輪を広げているところでございます。

また、議員御提案のありました駄菓子屋の併設ですとか、仮想空間を活用した居場所づくりにつきましても、新たな手法として先行自治体の取組状況や、その効果などについて情報収集を行ってまいりたいと考えております。

今後も、ひきこもり状態にある方やその家族が地域の中で孤立することなく、安心して自分

らしい生活を送れるよう、多様な居場所の確保に努めるとともに、官民で連携し、本人や家族に寄り添った支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）有機農業に関する御質問のうち、次期農林水産業振興計画に有機農業をどう盛り込むのかという御質問についてお答えいたします。

有機農業は、環境に与える影響が少なく、持続可能な生産方法であることから、令和4年に策定した北九州市農林水産業振興計画の中で有機農業の推進に取り組むこととしています。

具体的には、1つには、有機農家に対する勉強会の開催、2つ目に、総合農事センターでの有機栽培の試験結果などの情報提供、3つ目に、北九州市農林水産まつりなどで有機農家の取組紹介や、有機農産物を販売するエコ農産物マルシェの開催に取り組んでまいりました。

一方、北九州市の学校給食は、1日当たり約7万食を提供しておりまして、給食で使用するには相当量の有機農産物を安定的に供給できる体制を構築する必要があります。

しかしながら、有機農業には、1つには、隣接する農地で通常の生産を行う農家の理解や協力が必要なこと、2つ目には、雑草や害虫の駆除など、通常の生産と比較して作業負担が大きいこと、3つ目に、病害虫による被害等で収穫量や品質が不安定になることなどの課題がありまして、北九州市内で有機農業を行う農家はなかなか増えず、生産量が非常に少ないのが現状であります。

そのため、まずはこうした課題を一つ一つ解決しながら、有機農業に取り組む農家を増やし、安定した生産、供給につなげていくことが重要であります。北九州市としましては、引き続き農家への情報提供や技術的支援、消費者への理解促進に取り組みまして、有機農業の裾野を広げていきたいと考えています。次期農林水産業振興計画におきましてもこれらの考え方に基づき、有機農業の取組を進めてまいります。以上です。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）最後に、大項目の2つ目、有機農業の推進とオーガニック給食の導入について、モデル実施に向けた具体的な一歩を踏み出していただけられないかという質問にお答えいたします。

北九州市の学校給食では、健康の保持増進を図るために、栄養バランスの取れた魅力的な給食を提供するとともに、望ましい食習慣の習得など、食育を効果的に進めるための生きた教材となるような献立を作成しております。このため、学校給食では市内産を最優先して地場産物を積極的に使用しながら、地域の自然や文化等に関する児童生徒の理解を促進する、生産者の努力と食に関する感謝の気持ちを育むといった食育を進めるとともに、地産地消の推進にも努めております。

議員御提案の市内の有機農産物を活用することは、地産地消の推進にもつながるとともに、環境負荷が少なくサステナブルな視点からも有意義な取組であると考えられます。一方で、

有機農産物は生産量が非常に少なく、1日当たり約7万食の食材を安定的に賄うことは困難でございます。また、物価高騰が続く中、一般の農産物と比べますと価格が高い有機農産物を活用することは、食材費への影響の点で課題がございます。

このように全市的な展開の見通しを立てることが難しい中、一部の学校でモデル事業を実施することは保護者の理解が得られにくいと考えております。このため、安全・安心でおいしい給食の提供に努めつつ、地産地消を推進するとともに、有機農産物の活用等についても関係局と情報交換等を行ってまいりたいと思っております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）31番 森本議員。

○31番（森本由美君）答弁ありがとうございました。

第2質問をいたします。

まず、有機農業の推進とオーガニック給食についてなんですけれども、腰の引けた答弁でとても残念に思っております。有機農業とオーガニック給食との連携は、子供たちの心身の健康増進、地域農業の活性化、そして、持続可能な環境保全を同時に実現できる素晴らしい政策だと、取組だと思っております。

第1質問では韓国の華城市を御紹介しましたがけれども、既に日本全国でもこのような取組が行われておりまして、一番有名な東京都の武蔵野市、先日行ってまいりました。東京都の武蔵野市は、もちろん保護者の方、農家の方、意識が高くて、独自にも努力されておりますけれども、その一番大事なところをやはり行政が担っています。市のこだわり、武蔵野市のこだわり、特色ある給食を守るために2010年に市が独自の財団を設立、これも華城市と同様でございます。献立を作成する栄養業務と現場の調理業務を分離せず、一括して財団が管理をすることで現場の栄養士や調理員の声を反映した、柔軟で質の高い運営が可能になっているそうです。独自の厳しい安全基準を設け、財団自ら残留農薬検査、遺伝子組換え検査なども実施しているということです。地産地消については市内の生産者と深く連携をし、当日収穫された泥つきの新鮮な野菜が直接調理場に届きます。子供たちが生産者の顔や思いを知るよい機会にもなっているということでございます。

ぜひ政令市でも、全国150以上の市町村が、農林水産省が推進しております有機農業の生産から消費まで一貫して地域ぐるみで取り組むというオーガニックビレッジというのを宣言して、農林水産省からの助成金を、交付金をいただきながらこのようなシステムを構築して取り組んでいるところであります。ぜひ、できない理由を並べるのは切りがないと思うんですが、どうすればできるのかということで取り組んでいただきたいと思います、御見解をいただきたいと思います。

○副議長（村上直樹君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）御質問は有機農業の推進ということで理解をして御答弁させていただきますけれど、先ほどオーガニックビレッジの協議会みたいなのにちょっと加入したら

どうかという御質問だというふうなことでございますけれど、市としても有機農業自体は進めたいということは、そこはちょっとまず共有させていただきたいなと思っています。ただ、現実農家の皆さんにそれをしていただくということは、いろいろなハードルがあって簡単ではありませんということ、私は述べさせていただいたと思っています。

そんな中、今農林水産省が定めるそういったものに入って活動するというのは、ちょっとまだ時期が早いんじゃないかなと私としては考えているという状況でございます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）韓国・華城市、御紹介いただきました取組ですけれども、私も初めて伺いまして大変勉強になったところでございます。しかしながら、先ほども答弁差し上げましたけれども、現状におきまして本市では様々な課題がございますので、今後とも関係局としっかりと連携して情報交換等を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）31番 森本議員。

○31番（森本由美君）有機農業の推進におきましては、今局長から答弁がありました。推進するという方向性で続けていくということだと理解をいたしました。要望といたしまして1点ございます。産経の担当課の方に聞いたときに、有機農家は8軒という認識だったんですが、実は自然食品店の方から、そういう有機農業とか自然農法をしている方は数十軒あると伺っているんです。

ですから、お願いしたいのは、そういう有機農業をしている方がいらっしゃるということですので、待っているのではなくて、自分からそういった方と連携を、ネットワークを構築するということで話を聞きに行ったり、つながりを持ってもらいたいと思います。そうでないと、取っかかりがやはりできない、推進したいけれども、待っていても何も始まらないというのは当たり前のことですので、何かアクションを起こしていただきたい、その一環として、まずは有機農業者を探してというか、すぐに見つかると思うんですが、つながる努力をお願いしたいと思います。

オーガニック給食の導入は有機農業と並行して行わなければいけないと思っております。教育長は7万食7万食と言っていますが、ほかの市町村などでは地区を分けて献立を回しています。武蔵野市でもそうです。そういったどうやればできるかということで発想がないと、いつまでたってもできないままではないかなという、とても残念な思いでございます。ぜひそこは再考をお願いしたいと思います。

最後に、1点目の質問、ひきこもりの問題は、私がずっとライフワークとして取り上げておりますけれども、2点あります。1つは、すてっぷでは精神疾患を持っている方の相談を受け付けていないということです。受け付けているとおっしゃいますが、話を聞くだけで、何もそれから始まらない、実のある話ができていないので、そのひきこもりの保護者の方はもう何も

していただけないということで大変落ち込んでいるという、そういう方を私は何人も知っています。グレーゾーンのケースも増えていると思いますので、ひきこもりの方の支援の相談窓口を一本化していただきたいと思うんですが、それは以前にも伺ったと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）すてっぷのほうで精神障害の方は相談を受けていないという御指摘がございましたけれども、すてっぷとしては、精神障害をお持ちの方でいらっしゃるってのも相談をお受けしているところがございます。確かに以前、体制がまだ弱かった頃、なかなか難しかった時期もありましたけれども、体制も少しずつ強化をいたしまして、現在精神障害を持った方についてもお受けしていると。その中で具体的に支援を継続して、いろいろな形でよい形に進んでいった方ということも現場から聞いております。

やはりいろいろなその背景、原因、一人一人違いますので、またそして、御本人の御意思というのもやはりあります。医療に関わりたい方もそうでない方もいらっしゃいますので、そういった方一人一人尊重しながら、引き続き丁寧に支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）31番 森本議員。

○31番（森本由美君）また、今年度の相談の内容など詳しくデータをいただいて、私も分析をさせていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、要望にさせていただきます。現在の相談窓口、ウェルとばたのすてっぷや精神保健福祉センターは、利用するハードルが高いと聞いております。それで、江戸川区の取組を紹介したいと思います。これまでの行政がつくりがちだった相談窓口、就労訓練とは一線を画し、当事者の心理的ハードルを徹底的に下げた空間と運営方針が高く評価されているよりみち、行政が家に押し入るのではなく、当事者がここなら安全だという、そういう場所を、自発的に来れるような場所をつくり出せる仕組み、こういったこと……。

○副議長（村上直樹君）森本議員、時間がなくなりました。

○31番（森本由美君）ぜひ検討していただきたいと思います。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。16番 田中議員。

（副議長退席、議長着席）

○16番（田中元君）皆さんお疲れさまです。自由民主党・無所属の会の田中元です。早速であります、質問に入らせていただきます。

まず初めに、今議会に提案されました重点支援地方交付金、本交付金は、高市内閣で責任ある積極財政の下、令和7年度補正予算として実現したものであります。この交付金を活用した北九州市くらし応援手当の対象拡大について質問をいたします。

我々自由民主党・無所属の会は本年3月25日に市長に対し、重点支援地方交付金の残額約7

億円について、非課税世帯だけでなく、いわゆるはざまの層である住民税均等割のみ課税世帯への支援を求める要望書を提出しました。昨年以来、食料品やエネルギー価格の高騰など、長引く物価高騰による市民生活への影響は深刻な状況でありましたが、その後、中東情勢はさらなる緊迫化を増し、原油高、また、物流コスト上昇への懸念が高まるなど、市民生活を取り巻く環境は、我が会派が要望を行った当時の想定以上に厳しさを増しております。特に、電気代、ガソリン代、食料品価格など、生活に直結する負担は日々増加しており、働いているが生活が苦しい、課税世帯であるため、これまで支援対象から外れてきたといった声は、より切実さを増しています。

そのような中、市が今回、住民税均等割のみ課税世帯への支援を補正予算として具体化したことは、我が会派が求めてきた、支援から漏れがちな世帯への支援という方向性にも合致するものであり、物価高対策としても大変意義ある対応であると評価をいたします。

そこで、具体的にお伺いします。

1点目に、今回拡大する北九州市暮らし応援手当の対象となる世帯数の見込みと、給付に向けたスケジュールについてお示してください。

2点目に、今回の支援は、これまで非課税世帯中心であった支援制度の中で、いわゆるはざまの層へ光を当てる施策であります。物価高騰の影響は、非課税世帯だけでなく、働きながら生活を支えている現役世代にも広がっています。今後も、課税、非課税という線引きだけでなく、実際に生活が厳しい市民に寄り添った支援策を検討すべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

次に、公共工事における中東情勢等の影響についてお尋ねします。

現在、日本全国では中東情勢の影響等による原材料価格の高騰や資材の供給不安が続いております。その影響は本市の公共工事にも及んでおり、発注予定工事の見直しや工期への影響など、地元建設業界への深刻な影響を懸念しています。例えば、建設業は道路や上下水道、学校施設など、市民生活を支える社会インフラを維持する重要な役割を担っており、同時に地域の雇用を支える基幹産業でもあります。しかしながら、資材価格の急騰に対して設計単価への反映が追いつかず、受注しても利益確保が困難、資材不足による工期遅延の不安など、厳しい状況に対する現場からの切実な声を聞いています。地域の建設業を守ることは市民生活を守ることと直結いたします。現場の切実な声をしっかり受け止め、実効性ある対応を強く求め、2点お尋ねします。

1点目に、公共工事の円滑な継続に向けては、インフレスライド条項の柔軟な適用や設計単価見直しの迅速化、契約変更手続の簡素化などの対応が考えられます。また、資材不足等による工期延長への柔軟な対応や、代替資材の使用を認めることも必要ではないでしょうか。市として現場の実態を踏まえ、どのような対応を行っていくのか、お尋ねします。

2点目に、地元企業からは資金繰りの悪化への不安の声も多く寄せられています。公共工事

における前払い金や中間前払い制度の活用や支払い期間短縮など、資金流動性の確保に向けてどのように取り組むのか、お尋ねします。

最後に、本市と福岡市における放課後等デイサービスの利用者負担額格差についてお尋ねします。

近年、人口減少対策や定住促進策として、自治体間における市民サービス競争は激しさを増しております。その中で、私は障害児を育てる家庭への支援について、本市と福岡市との支援内容の差に課題があると感じています。

現在、放課後等デイサービスなど障害児通所支援の利用者負担については、所得区分による負担上限月額が設けられており、北九州市では高所得の世帯で最大月額3万7,200円の自己負担が発生しております。一方で、福岡市では令和6年1月利用分から独自支援を実施し、未就学児は無償、その他の児童についても利用者負担上限月額を一律3,000円としております。つまり、市民から見ると、同じ県内の政令指定都市でありながら、障害児を育てる家庭の負担に大きな差が生じている状況であります。

障害児を育てる家庭は、日々療育や送迎など多くの負担を抱えながら生活をしています。そのような中で、居住する自治体によって利用者負担にこのように大きな差が出ることに對し、保護者の皆様から、これもまた切実な声を伺っております。もちろん本市と福岡市の財政状況の違いは理解しております。しかしながら、本市が子育て日本一を掲げるのであれば、特に支援を必要とする家庭への支援の充実こそ重要ではないでしょうか。

そこで、お尋ねします。

福岡市が実施している障害児通所支援の利用者負担軽減制度について、本市はどのように認識、分析しているのでしょうか。本市として、放課後等デイサービスを利用する家庭の経済的負担軽減に向け、独自支援を検討する考えはないのでしょうか、見解をお伺いします。

第1質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目2つ目、公共事業における中東情勢等の影響について、公共工事の円滑な継続に向けて、現場の実態を踏まえた対応、そして、地元企業からの資金繰り悪化などへの不安の声に対しての取組のお尋ねがございました。

中東情勢の影響等に伴いまして、幅広い分野において価格の高騰や供給不足など、企業活動への影響が懸念されております。このような中、北九州市では市内企業や企業団体等にヒアリングを行うとともに、資金繰り支援などに関する事業者向け特別相談窓口の設置といった様々な対策を行ってまいりました。

地元建設業におきましても、これまでの担い手確保の問題に加えて、今回の中東情勢の影響が懸念されるなど、建設業界を取り巻く環境が急速に変化をしているため、忌たんのない御意見を伺いたいという趣旨から、私自身または副市長が各団体の方々に直接お会いし、切実な声

をお伺いするというような機会も設けていただいたところでございます。

公共工事におきまして、これまでに資材の価格高騰や供給不足など、情勢に変化があった場合、円滑に工事を継続させるため、鋼材や燃料などの主要な資材に関する毎月の単価見直し、価格変動に応じて契約を変更するスライド条項の適用、資材供給が不足する場合における工期の延長など、公共工事の品質確保の促進に関する法律や国の通知に基づき、適切に措置を講じてきたところでございます。

加えて、今回の中東情勢の影響により価格が上昇している石油由来の塗料や防水材などの製品については、実態に見合うよう早期に設計時の単価を見直し、工事の発注に反映させていくこととしております。また、契約締結後におきましても、受注者から実際の購入価格の提示を受けて契約金額を変更するなど、スライド条項の柔軟な適用を行っているところでございます。さらに、工期延長や代替資材の使用、契約変更手続の簡素化などについても誠実に対応することといたしております。

他方、資金繰り悪化への不安に対しましては、工事の材料費や労務費などの必要経費に充てるための前払い金や中間前払い金、また、出来高に応じて支払われる部分払いなど、資金調達の円滑化に向けた環境を整えているところでありまして、今後もこれらの制度をさらに周知してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、地元建設業はインフラの整備や維持管理とともに、災害時には最前線で地域の守り手として大変重要な役割を担っていただいております。現在の中東情勢、これは極めて流動的ではございますが、今後も現場のお声をしっかりと伺いしつつ、状況の変化に応じて適切な対応を行ってまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）次に、残りの質問に順次お答え申し上げます。

まず、北九州市くらし応援手当の対象拡大について、対象となる世帯の見込みと給付に向けたスケジュール、それから、課税、非課税という線引きだけではなく、実際に生活が厳しい市民に寄り添った支援策をとの御質問にまとめて答弁申し上げます。

長引く物価高に中東情勢の緊迫が重なり、市民の皆様が先行きへの強い不安を感じておられる中、物価高対策につきましては、限られた財源を有効に活用して、より効果的な施策を実施する必要がございます。これまで北九州市では、令和7年12月補正予算におきまして、国の重点支援地方交付金を活用いたしました低所得者対策として、住民税非課税世帯約18万世帯に対し1世帯当たり1万円を支給する北九州市くらし応援手当を計上し、支給してまいりました。

こうした中、今回の6月補正予算におきましては、これまでの物価高対策の取組に加え、自民党・無所属の会からの、いわゆるはざま層である均等割のみ課税世帯に焦点を当て、めり張りのある支援をすべきとの着眼点のほか、議会や市民の皆様からいただいた御意見、御要望の

趣旨を踏まえ、支援が行き届きにくい層へのきめ細やかな支援を基本的な考え方とし、くらし応援手当の給付対象の拡大を提案したところでございます。

具体的には、令和8年度の住民税均等割世帯のみ課税世帯約2万世帯、及び新たな非課税世帯約2万4,000世帯、合わせて4万4,000世帯を対象に、1世帯当たり1万円を支給することとしており、これまで支援が行き届かなかった層への支援を行うこととしております。

今後のスケジュールにつきましては、令和8年度住民税の修正申告の状況を基に7月中に対象者を確定させ、9月中の支給開始を目指して準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、くらし応援手当を税の線引きによらず、実際に生活が厳しい市民への支援を検討すべきとお尋ねでございますけれども、内閣府が示す経済状況の資料等によりますと、低所得者世帯ほど収入に対する食料品など生活必需品への支出割合が高くなる傾向にあり、物価高の影響がより大きいとされてございます。

このような中、くらし応援手当は、限られた財源を有効に活用し、物価高騰の影響を大きく受けている低所得の方々に対し、重点的、直接的に支援を届けることを目的とした事業でございます。このため、事業の対象範囲を決めるに当たりましては、一定の客観的で公平な基準が必要であり、これまでの給付事業において国が示してきた低所得者支援の枠組みである課税情報を、その基準として活用してきたところでございます。

北九州市といたしましては、国の重点支援地方交付金を活用し、くらし応援手当のほか、プレミアム商品券の発行支援や子育て世帯に対する支援など、これまでも多角的な視点から、家計の負担軽減や個人消費の喚起などにつながる独自の物価高騰対策に取り組んでまいりました。今後も、くらし応援手当の速やかな支給に努めるとともに、引き続き市民生活の状況を丁寧把握しつつ、市民の暮らしを支える取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、最後に、北九州市と福岡市における放課後等デイサービスの利用者負担額格差についての質問で、この福岡市の制度についての認識、分析、それから、本市としての独自支援の検討についての御質問でございます。

放課後等デイサービスは、共生社会の実現と子供の健やかな発達を育むため、学齢期の障害のある子供に対し、身近な地域で必要な療育を実施しております。この事業は、児童福祉法に基づくサービスでございまして、利用者サービス費用の1割を利用者が負担する制度設計となっておりますが、利用者の家計に与える影響を考慮し、国の軽減措置として、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されております。

具体的には、生活保護及び非課税世帯は0円、市民税課税世帯のうち、年収約920万円、これは所得割で言いますと28万円になりますけれども、これ未満の場合は4,600円、これ以上の収入のある世帯につきましては3万7,200円となっております。こうした中、北九州市におきましては、一月当たり約3,700人の利用児童のうち、9割を超える約3,400人が負担上限月額4,600円以下の世帯としてカバーされているところでございます。

一方で、制度上、負担上限月額である4,600円と3万7,200円では差が大きいことなどから、福岡市など独自に負担軽減策を講じている自治体もございます。こうした支援は、年収約920万円を超えており、負担上限月額が3万7,200円となる世帯などにとって、一定の負担軽減につながっていると認識しております。

北九州市といたしましては、利用を控えることなく、必要なサービスを適切に受けられる環境を整える観点から、これまでも福岡県市長会や大都市民生主管局長会議等を通じて、国に対して負担上限月額の細分化を要望しているところでありまして、今後も引き続きしっかりと声を届けてまいりたいと考えております。

今後も国の動向や他都市の状況等を注視しながら、障害児通所支援における負担軽減の在り方について研究してまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○議長（中村義雄君）16番 田中議員。

○16番（田中元君）まず、中東情勢の件について、今現在地元業者さんがこういう状況に陥っているという現状は、まだ私自身は確認はできていないところであります。これ懸念する材料でありますので、しっかりと対応のほどお願いしたいと思いますし、先ほど市長の答弁でちょっと理解が得られなかったのが、資金繰りの面で環境を整えて周知するというの、それどう環境を整えて周知するというのを、ちょっとその答弁の意味が分からなかったのもう一度お願いします。

○議長（中村義雄君）技術監理局長。

○技術監理局長（石川達郎君）先ほどの市長答弁にございましたように、資金繰りの件で言いますと、議員の質問にもありました中間払いであるとか前払い金ですね、これに加えて、実際の工事の出来高に応じて支払われる部分払いというのがございます。そういったものも実際に申出があった企業様にお知らせをして、そこで実際にそういう申請をしてもらって、その資金を使って回してもらおうと、そういう環境をやっていくという、そういう趣旨でございます。

○議長（中村義雄君）16番 田中議員。

○16番（田中元君）それは、この中東情勢の影響で、ちょっと今までがどうだったか私も知らないんですが、それは制度として緩和された内容なんでしょうか。

○議長（中村義雄君）技術監理局長。

○技術監理局長（石川達郎君）その点につきましては、これまでもあった制度でございますが、中東情勢の関係もございますので、これをしっかりと工事を受注された方々に周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（中村義雄君）16番 田中議員。

○16番（田中元君）分かりました。

次に、くらし応援手当についてであります。この交付金は、先ほど冒頭でもお話しさせていただきましたように、高市内閣が昨年11月に補正予算として実現をしたところで、これを早く

使ってほしい、使い切ってほしいという思いで3月に要望書を提出させていただきました。これは当時マスコミでも大きくやられておりましたので、市民の関心というのは非常に高かったのであります。非課税世帯だけ給付するということで落胆している課税世帯の方もたくさんおられたことを、うちの会派で情報を収集して、要望書に至ったところでもありますので、今回のこの手当については非常に評価に値するものだとは理解をしています。

我々自由民主党・無所属の会としては、こうした国の政策をしっかりと我々も勉強して、そして、市民の声を吸収して、皆様方、執行部の方々に正確に届けていって予算化していくというのは、我々政党会派の役割であると理解していますので、また引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に、放課後デイサービスについてであります。

ざっくり計算しますと、高所得者と言われても月額^{3万7,200円}~~3万2,000円~~、これ12か月でいけば1年間44万6,000円、これただ掛け算すりゃあいだけで、それから、例えば小学校1年生から高校3年生までこれを12年掛ければ、12年間で535万6,000円という計算になりますね。福岡市だと逆に簡単です。ほぼ10分の1ですから、1年間で3万6,000円、12年間で43万2,000円ということになります。

共働きでそんなに高所得者じゃない家庭でもこの金額の差が出てきている、そうすることによって、ある意味この方たちはしっかりとした北九州市の納税者、将来への不安、子供たちへの不安というのは日々抱えておって、所得があったにせよしっかり保険を掛けたり、そしてまた、預貯金もこの子のために残しておったりというふうに、ぜいたく三昧できるような家庭ではないということは申し上げたいと思っています。

それこそ、先ほど局長からの答弁でありましたが、これちょうど1年前、目の前に座っておられるタチカワ議員からも同様の質問をいたしております。答弁は全く同じ、研究します、ほかの都市との情報を聞きますという、国の動きも見ますといった内容であります。一切検討していなかったのか、研究していなかったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）試算につきましては、現状支給の状況におきまして、幾つかの試算というのはやったところでございます。例えば、先ほど田中議員から、本市でありますと3万7,200円で計算したときに535万円ということをおっしゃいましたけれども、私どもが実績に応じまして試算いたしましたところ、実績といたしましては月に1万8,560円で、月額としては260万円という実態でございます。ただ、その上でこの差は大きいんではないだろうかという御指摘は、私もそう思います。

その上で、放課後デイサービスの利用をどう考えるかということにつきましては、やはり利用が制限される状況ではあってはならないということとはございますし、また、これ国の制度の中で、やはり4,600円と3万7,200円というのが差が大きいという認識はございます。そのた

め、市といたしましても国への要望というのを続けているところでございます。

もう一点御説明させていただきたいところは、これはあくまでもこの500万円にしろ260万円にしろ、1割の負担に対しての計算でございます。北九州市、放課後デイを含む障害者の通所支援の予算額、~~令和元年度48億円~~^{135億円}、~~令和8年度48万円~~^{135万円}から今年度135万円と約3倍となつてございます。こうした裏の9割の予算ということも含めて、この制度というのをどう考えていくかということをお判断しなければならないかと思っております。

ただ、いずれにしましても、国への要望ということにつきましては、やはりそこを区分の細分化というところにつきましては、改めて国のほうにも引き続きしっかりと届けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）16番 田中議員。

○16番（田中元君）これは同様のことは福岡市も同じでありまして、福岡市は思い切りそこに予算を費やして、上限3,000円という取組を実施してきた、これは財政的な問題だけではなくて、市長もしくは執行部の思いがそこにあったんだと思っています。でなければ、そういう思い切った施策は実施できなかったらと思うので、北九州市も思い切った手当、本当に困った方々への手を差し伸べる気持ちを持っていただきたいなと思います。

すみません。先ほど言い間違えまして、タチカワ議員が立山議員でした。失礼しました。ごめんなさい。

それから、最後に、先ほど午前中も小宮良彦議員からも最後の言葉でありましたように、社会保障というものにしっかり目を向けてほしいという思いがあったんだと思います。今回のこの件、僕の質問の3つの件に関しても、ある意味同様な思いが入っております。地方自治というのは基本的に住民福祉の増進というのは当たり前の話で、福祉というのは大きい枠組みであると思います。その大きい枠組みの中で第1番目に来るのが、やはり社会保障と、その後に3番目ぐらいに幸福度、いわゆるにぎわいとか、そういったのにつながってくるんだろうと思っています。市長がいわゆるエンタメという話をよくされますが、市政はエンタメではないということは申し上げておきたい。市政は市民の幸福の向上のためにあるということをしつかり肝に銘じていただきたいと思っています。

時間がなくなりましたので、たくさん市長に直接意見もしくは質問をさせていただきたかったのですが、また次回に取っておきたいと思います。終わります。

○議長（中村義雄君）進行いたします。42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）皆さんこんにちは。日本共産党の宇土浩一郎です。会派を代表して一般質問を行います。

まず初めに、不登校対策についてです。

不登校には複雑な問題が絡み合っています。例えば、友人、教職員との関係のトラブル、学業不振、進路の悩み、校則、家庭内の親子関係、環境の悪化、虐待などがあります。全国の

2024年度における小学校、中学校の不登校の児童生徒数は35万4,000人に達し、12年連続で過去最多を更新しています。北九州市の2024年10月29日の調査結果によれば、不登校児童生徒は前年度比で、小学校は185人増の993人、中学校は108人増の1,670人、合計で293人増の2,663人となっており、子供たちの居場所づくりや学習機会の確保が急務です。

これまで市は、不登校やいじめの認知件数が増えている背景について、児童生徒の休養の必要性を明示した法律の趣旨が浸透し、保護者等の学校に対する意識が変化した、コロナ禍以降の児童生徒や保護者の登校に対する意識が変化したことが要因と説明しています。また、不登校に至る要因は1つではなく、複雑に絡み合っており、要因が分からないと答える子供も少なくない。教育委員会としては、今後も子供たちの状況に応じた居場所づくりや多様な学びの機会の確保に努めてまいりたいと考えていると答弁しています。こうした状況を踏まえ、教育委員会ではステップアップルームや教育支援室、学びの多様化学校、未来へのとびらオンライン教育支援室など様々な支援策を行っているところです。

そこで、3点質問します。

まず、教育支援室など学校以外の支援施設は限られた場所にしかないため、遠方に住む子供たちにとって物理的な距離が壁となり、保護者にとっても毎日の送迎は時間的にも経済的にも負担となり、子供の一步を踏み出す機会を奪いかねません。子供の一步のハードルをなるべく低くするために、各区の児童館や市民センター、図書館といった施設において、少人数単位で受入れ可能な体制を整備してはどうでしょうか。身近な場所に学校以外の受皿となる場所があれば、子供たちが一步を踏み出しやすくなり、保護者の負担も軽減されます。見解を伺います。

次に、本市は新たな学びの場の選択肢として、相生町の教育センターを活用し、学びの多様化学校を設置することで学習機会の確保につなぎ、本市における不登校対策の充実を図っていくとしています。教育センターを設置場所に選んだ理由は、不登校生徒にとって学校以外の場所のほうが通いやすいこと、理科室、調理室など一定の設備が整っており、一から建設する必要がないからとのことです。

しかし、交通費は全額自己負担とされており、遠方に住む子供たちにとって通学は現実的ではありません。例えば、小倉南区横代から相生町まで公共交通機関を使った場合、通学時間は1時間30分程度かかり、交通費も単純計算で往復約1,700円、月20日で計算すると約3万4,000円になります。子供の不登校を機に保護者が離職を余儀なくされ、ただでさえ家計がひっ迫している家庭もある中で、この負担は看過できません。

ここで、不登校児を抱える保護者の声を一部紹介します。それぞれ学校に行けなくなってしまう理由は違っていても、学校に行けないという事実は同じです。多くの子供たちは劣等感を抱えながら1日をもんもんと過ごし、親子共々心を痛めています。子供は大人が思っている以上に繊細で、人の目を気にして外出すること自体、苦痛になっています。同時に親も、引き

籠もってしまった子供のために仕事を辞めざるを得なくなり、子供共々社会から断絶された感覚になります。今はネットでつながることができますが、とても希薄な関係です。面と向かって会話し、血の通った人間関係をつくることは、今後の人生にとってとても大事、さらに、何らかの原因で引き籠もってしまった子供たち、保護者とも広く受け入れてもらえる場の提供を望んでいます。

世の中のひきこもりに対する偏見から存在意義を否定され、狭い視野から出口の見えない未来に行き場を失い、自暴自棄の中、命を絶ってしまわないよう優しい社会をつくってもらいたいと訴えています。保護者や子供たちの声は切実です。憲法に掲げられたとおり、子供たちの学ぶ権利を保障すべきです。このような負担を解消するためには、各区に学びの多様化学校を設置するべきではないでしょうか。また、学びの多様化学校へ通う子供たちが学ぶ機会に発生する交通費に対し補助すべきです。併せて見解を伺います。

次に、不登校の子供たちの居場所として重要な役割を担っているフリースクールについても深刻な実態があります。あるフリースクールの経営者にお話を伺ったところ、経費が収入を上回り、貯金を取り崩し、退職金を充て、どうにか継続している状況だ。不登校の生徒を何とかして助けたい。社会に出ていくまでの手助けをしたい。旅立っていく生徒たちの力になれてやりがいがあるが、同業者の方も皆、月々の支払いが大変、経営が厳しいという声を聞くとのことでした。安定的かつ持続的な不登校支援を確保するためにも、本市として、このような不登校生徒の思いに寄り添っているフリースクールに経営補助を行うべきです。見解を伺います。

次に、難聴高齢者への対策についてです。

これまで私は、難聴高齢者への補聴器購入助成制度をつくることや、市民センターでの聴力検査について繰り返し提案してきました。本市では、補聴器購入助成制度の創設を求め、耳鼻科など26団体、市民団体187団体が署名運動に取り組まれており、1万1,397筆もの個人署名が集まっています。また、全日本年金者組合の調査によると、全国では2026年5月時点で647市町村が補聴器購入助成制度を実施しています。2021年時点では36自治体でのみ実施されていましたが、僅か5年の間に18倍に広がっています。さらに、海外の研究では、補聴器の装着によって認知機能の低下が48%抑制されたという結果が出ています。この結果を見ても補聴器がいかに必要かよく分かります。

このような中、市長はさきの予算議会の市長質疑で、新たに令和8年度から介護予防を目的に、生涯学習センターなどの市民の身近な場所で行う体力測定や認知機能チェックと併せて、言語聴覚士による聞こえのチェックを実施し、必要に応じて受診勧奨を行うこととしていると答弁しました。実施内容を確認すると、令和8年7月から北九州市総合保健福祉センターアシスト21、戸畑生涯学習センター、黒崎コムシティの3か所で、市が啓発チラシとして作成している、加齢に伴う難聴は早期発見が大切の中にある聞こえをセルフチェックという項目に基づいて、聞こえにくい状態に気づいてもらう難聴判断を行うというもので、対象者はKDBシス

テム、国保データベースシステムを使って抽出するそうですが、受診できるのは僅か約120人とのことです。これでは少な過ぎます。

本市はこれまで、難聴と認知症との因果関係はまだ分かっていないため、国の調査や検討の結果を待っていると答弁を繰り返してきました。しかし、今回、東海大学、コペンハーゲン大学の共同研究で、難聴が認知症になる最大の危険因子の一つであるという結果が出ました。補聴器は高価なものです。必要と分かっている方も買えない方が多くいます。本市は政令市の中で高齢化率がトップであり、難聴対策は喫緊の課題です。今、多くの自治体が補聴器購入助成制度を実施しており、難聴が認知症の最大の危険因子の一つと研究結果が出た以上、本市としても補聴器購入助成制度の創設に取り組むべきです。見解を伺います。

本市と同様に高齢化が進む秋田県能代市で、昨年度から秋田大学高齢者医療先端研究センターによる聴力検査会のモデル事業を開始しました。高齢者が聴力検査を気軽に受けられるよう、会場は病院ではなく、身近な公民館や区役所が選ばれており、受診勧奨にとどまらず、その場で聴力検査をすぐに受けられる点が本市の取組とは大きく異なります。実際に公民館で検査を受けた男性は、家族からテレビの音量が大きいと指摘されて参加、検査で聴力と認知機能の低下が認められ、耳鼻科受診を勧められた。がっかりしたが、こうした機会がなければ全く聞こえなくなってから病院に行く羽目になっていたと話しています。秋田県は介護の担い手が減る中、検査で認知症の兆候を早期発見し、対策を講じれば、医療費や介護費の削減にもつながれると意欲的に取り組んでいます。

そこで、北九州市においても秋田県能代市のように高齢者に親しみやすい各市民センターで聴力検査を実施すべきです。見解を伺います。

以上で第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君） 市長。

○市長（武内和久君） まず、大項目2つ目、補聴器購入助成制度について、助成制度を創設すべきというお尋ねがございました。

高齢者の難聴につきましては、加齢に伴い多くの方に生じる症状の一つであり、コミュニケーションの機会の減少や社会参加の範囲が狭まるだけでなく、認知機能や生活の質にも影響を与えていると言われております。

この難聴と認知機能低下の関係につきましては、国におきましても一定の相関関係があることが確認をされています。また、令和8年1月に公表された東海大学とコペンハーゲン大学による共同研究におきましても、難聴は認知症につながる14の主要因子のうち、影響の多い因子の一つであると報告されたところであります。

他方で、補聴器と認知症の関係につきましては、現在も国立長寿医療研究センターにおきまして、補聴器装着の有無による認知機能の影響について研究が継続されている状況にございます。また、加齢による身体の衰えは多岐にわたることから、公的支援の在り方については、そ

の効果や方法を慎重に見極めていく必要もございます。

このため、現時点では北九州市独自の補聴器購入助成制度を創設する考えはありませんが、全国市長会や大都市民生主管局長会議等を通じて、補聴器の装着による認知症予防の効果が認められる場合には、全国一律の公的補助制度を創設するよう要望しているところであります。

北九州市といたしましては、高齢者が安心して生き生きと暮らし続けることができるよう、今後も高齢者の難聴への理解を促進するとともに、引き続き早期発見、早期受診に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長等からお答えします。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）大項目1つ目、不登校について3点の質問をいただいておりますので、順次お答えしたいと思います。

まず、身近な場所に学校以外の受皿となる場所の整備についてでございますが、不登校児童生徒にとって、安心して過ごすことのできる多様な居場所づくりは重要であると認識しております。文部科学省が令和5年3月に発表したCOCOLOプランにおいても、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える主な取組として、身近な地域で人とつながり、学びに向かう土台づくりや、様々な体験活動ができるよう、学校や家庭以外の多様な居場所づくりを広げる、不登校の児童生徒の多様な居場所として、公民館、図書館等の社会教育施設を活用することが示されております。

学校外の施設等を活用する際、平日の日中に児童生徒が利用することに対し、周囲の理解を深め、安心して過ごせる環境を整える必要がございます。このため、児童生徒の状況を理解し、見守りや寄り添いを行う大人の存在が重要であると考えております。

こうした中、市内4か所の教育支援室では、多様な集団活動を通じて社会において自立的に生きる基礎を培うための支援を行っており、その一環として、児童生徒が専門的な指導員と一緒に図書館や体育館、平和のまちミュージアム等の公的施設を利用する機会を設けることで、学校以外の多様な居場所を見つけるきっかけづくりに取り組んでおります。これらの公共施設の中でも市立図書館については、令和8年3月に策定した北九州市子ども読書プランにおいて、子供たちが安心して過ごせる居場所の提供に取り組むこととしております。

今後も不登校の児童生徒も含めた子供たちの意見も取り入れながら、学習や読書に限らず、誰もが気軽に集える場所となるよう努めてまいります。引き続き、専門的な支援の下で不登校の子供たちが一步を踏み出す機会を確保できるよう、多様な居場所づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、各区に学びの多様化学校を設置するべき、また、学びの多様化学校へ通う子供たちの交通費に対して補助すべきということについてお答えいたします。

令和9年4月に開校予定の学びの多様化学校であるあいおい中学校については、不登校生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校の早期設置を求める声がある

中で、通常の学校とは異なる外観や雰囲気施設のほうが通いやすいとの声があることや、特別教室を同一建物内に備えるなど、中学校として必要な教育環境を確保することが可能なことから、八幡西区に所在する教育センター内に設置することとしております。

あいおい中学校には、市全域から生徒が通学する可能性があるため、始業時間を一般の中学校よりも1時間繰り下げることにしております。また、通学手段についても徒歩や公共交通機関に加え、保護者による送迎なども柔軟に認めることにしております。

学びの多様化学校の設置は、北九州市にとって今回が初めての取組であり、知見やノウハウを着実に積み重ねていくことが重要となることから、まずは1校を整備することといたしました。なお、他都市の学びの多様化学校も、大半は1校の整備からスタートしております。こうしたことから、現時点では各区に学びの多様化学校を設置することは考えておらず、当面はあいおい中学校の運営体制の確立に注力をしていきたいと考えております。

また、通学費の支援について、教育委員会では経済的に困窮している世帯を対象とした就学援助制度、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者を対象とした特別支援教育就学奨励制度に基づく支援を行うとともに、学校統廃合に伴い、やむを得ず片道の通学距離が3キロを超える場合の補助を行っております。あいおい中学校への入学や転学については、児童生徒自らの希望を踏まえた上で保護者の申請に基づいて行われるため、通学に要する費用は保護者負担とすることを想定しており、支援を行うことは考えておりません。

一方で、経済的な理由から入学や転学を断念することのないよう、就学援助制度に基づく通学費支援については、対象となる方に対して同様に実施をしていく予定でございます。

最後に、フリースクールに経営補助を行うべきということについてお答えいたします。

教育委員会においては、これまで学校内に設置し、一人一人に応じた支援を行うステップアップルーム、市内4か所に設置し、専門的な指導員による相談や学習支援を行う教育支援室、1人1台端末を活用した未来へのとびらオンライン教育支援室などにより、不登校児童生徒の在籍する学校、学級と綿密に連携を取りながら、多様な学びの場を整備してまいりました。令和9年度には、在籍校以外での学校で学びたいと願っている不登校生徒の新たな居場所や学びの場を増やすため、学びの多様化学校の開校を予定しており、公的な学びの場の環境整備のより一層の充実を図っているところでございます。

御質問のフリースクールについて、文部科学省によれば、不登校の児童生徒に対し学習活動や体験活動を行う民間の施設とされ、民間の自主性や主体性の下、設置、運営されております。こうしたフリースクール事業に対する公費による財政的な補助を行うことについては、福岡県や他の自治体で取組を実施していることは承知しております。フリースクールについては、多様な学びの場の一つとなるものでございますが、その運営内容等に係る公的関与も基本的には行われていないことから、その規模や活動は多種多様であり、フリースクールに関する財政的支援は考えておりません。

今後も児童生徒に関する情報交換など、学校、教育委員会とフリースクールとの間で適切な連携を図りつつ、引き続き公的な場の学びの環境整備に注力していきたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）最後に、補聴器購入助成制度についての2つ目の質問、秋田県能代市のように市民センターで聴力検査を実施すべきとの御質問にお答えいたします。

高齢者の加齢に伴う難聴については、徐々に進行することが多く、これを放置した場合、コミュニケーションが困難になり、社会的孤立につながる可能性もございます。このため、国においても難聴に対する早期発見と早期介入が重要であるとされております。

また、福岡県耳鼻咽喉科専門医会におきましては、聞こえの状態や難聴の原因は個人によって異なるため、耳鼻咽喉科における専門的な評価が必要であり、聞こえに異常を感じた場合には、まず受診することを勧めております。

こうした国や専門家の見解を踏まえ、北九州市では高齢者の方が難聴への関心を高め、早期発見、早期受診につながるよう、聞こえのセルフチェックや医療機関への受診の大切さを掲載した啓発チラシを作成、配布しております。また、市民センター等で開催する市の言語聴覚士による出前講演など、周知啓発にも取り組んでおります。

さらに、今年度は新たな取組といたしまして、生涯学習センター等において、聞こえのチェックに加え、運動機能や認知機能、栄養状態、口くう機能などを測定し、認知症を含む介護予防についてアドバイスを行う事業をモデル的に実施することとしております。また、この事業では、言語聴覚士などの専門職が必要に応じて受診勧奨するとともに、その後の受診や治療内容等について状況を確認することとしております。

なお、聴力検査を受ける際には、適切な検査環境であることや、難聴の原因に応じた対応に迅速につなげることが重要であり、専門の医療機関を受診していただくことが望ましいと考えております。引き続き、難聴の早期発見、早期受診に向けた取組を着実に進めることにより、高齢者が安心して生き生きと暮らすことができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○議長（中村義雄君）42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）第2質問行きます。不登校やいじめの生徒が相生町の教育センターに行きたいと思っても、なかなか外に出て公共交通機関を利用して行けるのかというのが疑問に思います。私が不登校児童生徒だったら、通いたい意欲があっても相生町まで行く勇気はないと思いますし、教育長にお聞きします。

不登校児童が平日昼間、JRやバスなどを使って相生町まで行けるのでしょうか。私は、行くのはかなり難しいと考えます。小倉南区の呼野や朽網、吉田地域の方など、行くのはとても困難だと思いますが、教育長はどうお考えですか、見解を伺います。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）そういった御指摘があるのは十分承知をいたしております。私どもも最初から八幡西区ということで決めて、学びの多様化学校を設置していったわけではございません。区は申し上げますけど、商業施設であるとか、私どもが持っている幼稚園、学校の跡地とか、そういったところもつぶさに検討いたしました。先ほど申しましたように、通常の学校と異なるという事柄とか、雰囲気が自分が通っている学校と違うとか、そういった事柄がやっぱり子供のほうから寄せられてきているというようなことも加え、また、特別教室を準備しなければならないと、あくまでこれは学校教育法に示されている第1条項の中学校になってまいりますので、そういった条件を考えた上で、八幡西区の教育センターという場所に設置をするということに決断をしたものでございます。以上です。

○議長（中村義雄君）42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）私も訪問先で、やっぱり図書館や児童館や市民センター、そういうの一部を2時間程度借りて、そこで不登校生徒を見ていく、そういうことも考える必要があるのではないかなと私は思います。そして、相生町といったら物すごく遠いですよ。その現場に子供たちがいて、自転車や徒歩で行ける方はいいです。でも、それを吉田など、ああいうところ、奥深いところから行く方は公共交通を使って行かないといけない、そういうことを考えたら、やっぱり不公平だと思うんですね。交通の便も不便だし、だから、私は各区のそういう地域における全てにそういう不登校生徒が利用できるような……。

○議長（中村義雄君）時間がなくなりました。

○42番（宇土浩一郎君）設置をしてほしいというのを要望して、終わります。

○議長（中村義雄君）ここで15分間休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時15分再開

○副議長（村上直樹君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。24番 中島議員。

○24番（中島隆治君）皆さんこんにちは。公明党の中島隆治でございます。早速ですが、会派を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。

初めに、原油・ナフサ由来製品の供給不足についてお伺いいたします。

現在、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰やナフサ関連製品の供給不安が全国に広がっております。こうした事態を受け、公明党は全国一斉に中小企業や地域経済への影響調査を行い、4月28日、政府に対して緊急提言を実施いたしました。

私自身も市内の製造業の方から直接お話を伺いましたが、現場では既に深刻な影響を受けております。具体的には、製造現場に欠かせない潤滑油やシンナー、グリースをはじめ、出荷に必要な梱包資材や緩衝材、さらには塗料関連資材など、ナフサ由来製品の供給不足や納期遅

延、数量制限が発生しており、いつ入荷するか分からないといった切実な声が上がっております。特に深刻なのは中小・小規模事業者で、十分な在庫を確保することが難しく、価格高騰や供給制限の影響を直接受けています。これは単なる原油高だけではなく、地域産業全体のサプライチェーンに関わる重大な問題であり、この状況が長引けば、地域経済や雇用への影響も懸念されます。

しかし、一方でこうした今回の危機を本市の強みを最大限に生かす契機と捉えることもできるのではないかと考えます。本市は、これまで北九州エコタウン事業を通じて、プラスチックの再資源化や家電リサイクルなど、環境産業や資源循環産業の集積を進めてまいりました。原油やナフサの供給そのものは国際情勢や国のエネルギー政策に関わる問題であり、一自治体で解決できるものではありません。しかし、こうした状況だからこそ現場の実態を把握し、情報提供や企業の支援を行うことは重要であります。

今後、原油価格の高騰や供給不足が常態化する可能性を考えれば、将来的に輸入依存を減らす戦略として、本市が培ってきた資源循環技術の強みを生かす視点がこれまで以上に求められてくると考えます。例えば、廃プラスチックを熱分解して油に戻す油化技術により、再びナフサなど原料として活用するケミカルリサイクルがあります。こうした廃プラスチックのリサイクルをはじめ、代替素材の研究開発や潤滑油などの再利用技術を高める事業者への支援は、将来の供給不安に備え、地域産業を守る重要な取組であります。

そこで、2点お尋ねします。

1点目に、市内中小企業へ与える影響についてどのように認識し、今後さらに状況が深刻化した場合、情報提供や相談体制、国の制度の活用支援など、本市としてどのように企業を支えていくお考えなのか、見解をお伺いいたします。

2点目に、本市の強みであるエコタウン事業や環境産業技術を生かして、廃プラスチックのケミカルリサイクルや再資源化の促進、また、代替素材の研究開発など、地域内で資源循環を進める取組について、実証実験や研究支援、さらには国への提案も含めて、本市として先導的に進めるお考えはないか、見解をお伺いいたします。

次に、学校武道場の空調整備について伺います。

まず、令和8年度予算において、本市が学校体育館への空調整備に向け多額の予算を計上し、整備の方向性を示されたことを高く評価いたします。これは、長年子供たちをはじめ、多くの保護者や地域の皆様から寄せられてきた切実な声に応えるものであり、子供たちの命と健康を守るための教育環境の整備として、また、災害時における避難所機能強化の観点からも大変意義深い取組であると感謝申し上げます。

一方で、学校武道場については、現時点で具体的な考え方が示されておらず、実際に武道場はどうなるのかといった声も聞かれます。全国的にも学校体育館の空調整備に合わせ、柔剣道場など武道場を含めた一体的整備を進める自治体が増えております。特に、武道は防具を着用

して行う競技も多く、武道場は構造上、熱が籠もりやすい施設でもあることから、熱中症リスクが高い環境にあると言われております。武道は、礼節や人格形成を育む重要な教育であります。近年は単に根性で暑さに耐えるのではなく、子供たちが安全に安心して取り組める環境づくりが求められております。

そこで、本市が進めている学校体育館の空調整備に合わせ、武道場についても教育環境の向上や避難所の機能強化という観点から、一体的な空調整備を検討してはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、山本作兵衛の作品と世界記憶遺産、いわゆる世界の記憶への追加登録について伺います。

山本作兵衛氏は、主に筑豊地域の炭坑における労働や生活などの記録を詳細に描かれた記録画家であります。作兵衛氏の炭坑記録画や日記等は、2011年、日本で初めてユネスコの世界の記憶に登録され、日本の近代化を支えた炭坑労働の実態や人々の暮らしを今に伝える貴重な歴史資料として、世界的にも高く評価されております。

本市においても、いのちのたび博物館や木屋瀬のみちの郷土史料館、また、市立文学館などにも貴重な原画が所蔵、保管されており、特にいのちのたび博物館には、作兵衛作品の中でも最大級とされる2点の原画があり、その迫力や細部の表現、さらに、記録画としては非常に珍しい和紙に描かれている点など、当時を生きた庶民の息遣いを今に伝える大変価値の高い作品であります。

そのような中、新たに日記帳などの資料が発見されたことを受け、2027年予定のユネスコ世界の記憶への追加登録申請に向けた動きが進められております。追加登録の実現には、資料を所有する自治体の理解と協力が不可欠であり、本市が果たす役割も大変重要であります。

そこで、本市に所蔵、保管される作品をどのように認識しているのか、また、その価値を生かしながら世界の記憶の追加登録の実現に向けた機運醸成を推進してはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、藤まつりで有名な吉祥寺公園のさらなる魅力向上について伺います。

八幡西区香月地区にあります吉祥寺では、毎年4月下旬に吉祥寺藤まつりが開催され、樹齢およそ170年と言われる藤の花を楽しみに市内外から多くの来場者が訪れております。また、本市には全国的にも知られる河内藤園もあり、藤は本市を代表する春の観光資源の一つとなっております。

吉祥寺の藤まつりは、地域の皆様が長年大切に守り育ててこられた歴史と温かみのある催しであり、地域文化や観光振興の観点からも大変重要な存在であります。藤まつりの会場と一体となっている吉祥寺公園については、平成7年度から拡張整備が進められ、新たに芝生広場や三重塔の展望台、約800平方メートルの大藤棚など、約6億円をかけて整備が行われ、平成10年に開園しております。

しかし、先日の藤まつりを訪れたところ、藤の老木化が進み、一部では花つきが弱くなっている箇所や、枯れて空白となっている箇所も見られ、せっかくの景観資源が十分に生かされていないことを非常に残念に感じました。また、公園の東西をつなぐ歩道橋についても経年劣化による傷みが見受けられ、来園者の安全確保の観点からも適切な対応が必要であると考えます。

そこで、老木化した藤の再生や補植を計画的に進め、吉祥寺から三重塔までを藤の花ロードとして一体的に再整備してはいかがでしょうか。特に、夜景も眺めることのできる三重塔周辺までの夜間の魅力を創出できれば、夕方以降の集客や公園全体の回遊性向上にもつながり、新たな観光資源としての価値を向上することができると考えます。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目に、現在の吉祥寺公園の園路及び三重塔周辺における藤の生育状況や歩道橋の劣化状況についてどのように評価しているのか、お伺いいたします。

2点目に、吉祥寺公園のさらなる魅力向上に向けて今後どのような改善を進めていくのか、見解をお伺いいたします。

以上で第1質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目3つ目、山本作兵衛の作品と世界記憶遺産への追加登録について、本市に所蔵、保管されている作品の認識、それから、追加登録の実現に向けた推進についてお尋ねがございました。

山本作兵衛氏は、筑豊炭田で長年働かれた経験を基に、明治から大正中期にかけての炭坑労働や、そこで暮らした人々の日常を克明に描き残した、日本を代表する炭坑記録画家であります。山本氏の絵画や日記などは、産業革命期の日本の発展を支えた炭坑労働の実情を物語る重要な記録物として、平成23年には田川市などが所蔵、保管する697点が日本で初めてユネスコの世界の記憶に登録をされました。また、作品の舞台である筑豊炭田は、官営八幡製鐵所の操業を支えるとともに、若松港や門司港の発展にも大きく寄与するなど、北九州市の近代化の歩みと密接な関係にあります。

こうした中、北九州市では、いのちのたび博物館等において18点の絵画を所蔵、保管しております。これらの作品は、北九州市の産業史や町の成り立ちを考える上で、当時を生きた人物の視点から、炭坑の現場の様子や、そこで働き暮らした人々の息遣いを知ることのできる大変貴重なものであると認識をしております。中でも、いのちのたび博物館の2点の絵画は、議員御紹介のとおり、山本氏の作品の中でも最大規模で、画用紙ではなく和紙に描かれているなど独自の価値を有しております。

他方、昨年度、田川市及び嘉麻市において日記帳などの資料が新たに確認されたことを受け、関係者の間で世界の記憶への追加登録を目指す機運が高まっていることは承知をしております。

ます。この追加登録に当たりましては、今回確認された日記帳のほか、自治体が所蔵する未登録の絵画等も含めて申請を目指したいとの意向により、先日北九州市に対しましては協力の御要請をいただいたところでございます。私自身も緒方恵美さんをはじめ関係者の皆様とお会いし、追加登録にかける熱い思いを直接お聞きいたしました。改めて関係の皆様の熱意と御尽力に敬意を表したいと存じます。

山本作兵衛氏の作品は、日本が世界に誇る財産でございます。北九州市といたしましては、関係者の皆様の思いを真摯に受け止め、関係自治体とも連携しながら、世界の記憶への追加登録の実現に向けてどのような協力や支援ができるのか、しっかりと検討してまいります。以上です。残りは担当局長等からお答えいたします。

○副議長（村上直樹君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）原油・ナフサ由来製品の供給不足についてのうち、市内中小企業への影響と、どのように企業を支えていくのかとの御質問にお答えいたします。

中東・イラン情勢は事態終結に向けた先行きが不透明であり、いまだ予断を許さない状況が続いています。原油価格の高騰や、ナフサ由来製品の価格、供給が不安定となる中、市民生活や経済活動への影響も懸念されており、北九州市としましてはこの難局を乗り越えていくため、先手先手で備えていくことが重要と考えています。

そこで、中東情勢の影響による原油高や原材料不足に対する市内中小企業の不安の高まりに対応するため、3月17日にいち早く事業者向け特別相談窓口を市内2か所に開設し、市内企業からの相談に応じてまいりました。また、窓口開設と併せて、同日付で市長を本部長とする関係部局による組織横断的な緊急対策チーム、イラン情勢に伴う影響等に関する緊急対策会議を開催し、情報収集や共有を進めてきたところであります。

これらを通じて情報収集を行う中で、事業者の皆様からは、シンナー、塗料等の調達難、包装資材、機械油などの価格高騰、資金繰りの不安などの声が寄せられておりまして、民間企業の経済活動に影響を生じている実態を認識しております。

こうした状況を踏まえまして、北九州市としましては、業況が悪化している事業者への資金繰り支援策としまして、上限1億円、金利1.3%、保証料率0.6%と、低廉で利用いただきやすい中小企業融資制度の活用を積極的に呼びかけております。また、既存の物価高騰対策のための助成金に中東情勢枠を7月から新設するなど、機動的に対応しているところであります。

他方、原油やナフサの安定供給は、国を挙げて取り組むべき課題であることから、国に対し、企業に対する資金繰り支援や供給網の目詰まり解消に向けた取組強化について要請する考えでございます。

原油及びナフサ由来製品の供給体制の正常化が見通せない中でありますけれども、北九州市としては、引き続き企業の皆様の声に耳を傾けながら、国の動向も注視しつつ、必要な支援策を検討、実施し、市内企業を支えてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）環境局長。

○環境局長（木下孝則君）原油・ナフサ由来製品の供給不足についてのうち、廃プラスチックリサイクルなど資源循環に係る取組についての御質問に答弁いたします。

海外資源への過度な依存から脱却し、地域内での資源循環を促進するとの議員御提案は、中東情勢の緊迫化など国際情勢が不安定化する中、経済安全保障の観点からも重要な視点と認識しております。国におきましてもサーキュラーエコノミーの確立に向け、プラスチックやレアメタルなど重要鉱物の資源循環を促進するため、令和8年4月に循環経済行動計画が策定されたところです。

北九州市では、平成9年から全国に先駆けましてエコタウン事業を展開し、資源循環型社会の構築に取り組んでまいりました。これまでプラスチックやレアメタルなどのリサイクル事業も推進し、日本最大級のリサイクル企業の集積地といたしまして、国内外から高く評価されております。こうした企業集積や技術的蓄積を生かしまして、市内企業の環境技術により、資源確保や原料調達など、時代の要請に応じた課題解決を進めることがサーキュラーエコノミーの実現につながるものと考えており、地域の資源循環強化に向けた様々な取組を進めております。

具体的には、北九州市環境未来ビジネス創出助成制度などを活用いたしまして、環境分野の課題解決や新たな事業創出を目的として、廃車由来プラスチックのリサイクル技術開発、石油由来プラスチック代替材料の研究開発、廃プラスチック油化技術による再生重油製造設備の改良、廃電子基板からレアメタルを再資源化する都市鉱山リサイクルの事業化などを支援してまいりました。このような取組は、資源循環の推進による経済安全保障の確保を目指す国の方針にも合致することから、補助制度の充実や実証支援などについて国にも提案を行っているところでございます。

今後とも国や関係機関とも連携しながら、市内企業などへの支援を着実に進めるとともに、北九州市の強みを生かした資源循環の取組を一層推進し、サーキュラーエコノミーの実現に向けて取り組んでまいります。以上です。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）大項目2つ目の学校武道場の整備について御質問いただいておりますので、お答えいたします。

北九州市では児童生徒が安全で快適に学習できる環境を確保することを重要な課題と捉え、普通教室、管理諸室、給食室に加え、特別教室へのエアコン設置を順次進めております。また、体育館については授業や部活動だけではなく、地域利用や、災害時には避難所としても活用されること、国の令和6年度補正予算で屋内運動場の空調設備整備事業に特化した補助金が創設され、有効な財源として活用できることから、エアコン整備を本格的に進めることとしたものでございます。

具体的には、まず、令和8年度において実施設計が完了するパイロット校3校へのエアコン設置を行い、その成果を基に国における財源確保の状況を踏まえつつ、令和9年度からの4年間で毎年約50校ずつ設置を進め、全ての市立学校への設置を令和12年度までに完成させることを目指しております。このように、まずは利用ニーズが高い体育館へのエアコン整備について、全ての市立学校への設置に向けて集中的に取り組んでいるところです。

お尋ねの武道場については、北九州市では武道やマット運動等の授業を夏季以外の時期に実施するよう調整を図るほか、スポットクーラーの導入や冷却グッズの積極的な活用を呼びかけるなど、様々な取組を通じて生徒の健康を守るように努めております。

一方で、武道場は体育館と比較し、授業での利用頻度が限られるほか、学校により部活動等での利用実態が異なる状況がございます。学校環境の整備に関しましては、財源確保に努めながら、様々な課題に対し優先順位をつけて取り組んでいるところであり、お尋ねの武道場へのエアコン設置については、引き続き施設の利用状況等を踏まえながら、どのような対応ができるか研究をしてみたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）都市整備局長。

○都市整備局長（南孝昌君）最後に、大項目4つ目、藤まつりで有名な吉祥寺公園のさらなる魅力向上について、1点目に、吉祥寺公園における藤の生育状況や歩道橋の劣化状況、そして2点目に、吉祥寺公園のさらなる魅力向上に向けてどのような改善を進めていくか、この2点についてまとめて御答弁いたします。

吉祥寺公園は、昭和49年3月開設後、平成10年に拡張整備が行われた、面積約2.7ヘクタールの花や自然景観が楽しめる公園でございます。隣接する吉祥寺と併せまして市内有数の藤の名所として市民に親しまれており、藤の花の見頃を迎える4月下旬に開催される吉祥寺藤まつりは多くの来園者でにぎわっております。

吉祥寺公園の藤につきましては、これまでも来園者の皆様に花を楽しんでいただけますよう、形を整えるためのせん定、花が終わった後の回復や成長を促すための肥料やり、翌年の花つきをよくするための花がら摘みなど丁寧な維持管理に取り組んでまいりました。しかしながら、植付けから30年近く経過をし、一部に樹木の衰えや幹の腐朽が見られるとともに、ここ数年は、つるの生育に勢いの低下が見られ、議員御指摘のとおり、特に今年は花つきが例年に比べて芳しくなかったと認識をしております。

また、吉祥寺公園の東西につなぐ歩道橋につきましては、定期的に点検を行い、安全確保に努めているところでございます。現在、木製の床板の一部に表面が割れている箇所が見られるため、部分的に取替えを行うこととしてございます。

今後の魅力向上に向けましては、まずは藤の回復が重要であると考えております。そのため、樹木医など専門家による調査を行い、藤の衰えの要因や土壌環境について現状を的確に把握し、せん定や肥料やりの方法を見直すほか、必要に応じて補植も検討し、木の勢いを回復さ

せるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、多くの来園者に吉祥寺と公園を一体的に散策して楽しんでもらえるよう、より分かりやすく案内を充実させるなど、回遊性を高める方策も検討してまいりたいと考えてございます。

このような取組を行うことで、園内各所の藤の生育環境を整え、多くの花を楽しんでもらえる景観づくりに努めるとともに、来園者が快適に散策できる環境づくりを進め、公園の魅力向上、さらには隣接する吉祥寺の藤と併せまして、このエリアの魅力向上にもつなげてまいりたいと考えてございます。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）24番 中島議員。

○24番（中島隆治君）御答弁ありがとうございました。

まずは、順序が変わりますけれども、山本作兵衛さんの作品についてからでございます。

まず、市長御答弁ありがとうございました。先日も要望にお応えしていただきまして本当にありがとうございます。大変に前向きな御答弁をいただいたので、本当に心強く思っておりますけれども、北九州市に本当に貴重なそういった絵があるということが非常に山本作兵衛さんとの縁を感じますし、田川、筑豊方面との縁が、ゆかりが深いと思っておりますけれども、また、北九州市に対してもそういった縁があるということで、非常に今回前向きな御答弁をいただきましたので、追加登録に向けての機運醸成、そこまでの過程が非常に重要だと思いますので、これから市民も巻き込んで、いろんな市民全体としての機運を高めていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

続きまして、学校武道場のエアコンの設置についてであります。

本当に学校体育館のエアコンの整備を着実に進めていくということで、本当に私もその方向性は理解をしております。大変多額な予算もかかっているということでございますので、重ねての武道場、体育館へのエアコン設置というのは非常に大変だろうなと思いつつも、ただ、学校体育館のエアコンが整備されるなら、武道場はどうなのかと保護者の多くの皆様から聞かれるものですから、市としては現在の方向性をしっかりと示していただいたほうがいいということで、今回取り上げさせていただきました。

そういった意味でも、様々ハードルが高いと思っておりますけれども、段階的に、例えば武道場、他校と錬成試合をしたりとか、また、立地場所がよかったりとか、あと、武道場の規模が大きかったりとか、地域によってはそういう中心的な武道場もありますので、そういったところから段階的に進めていってもいいのではないかなと考えますので、またぜひとも検討していただきたいと要望させていただきます。

続きまして、吉祥寺の藤まつりについてであります。

御答弁ありがとうございました。いろんな課題を聞いておりまして、まずそれを少し述べさせていただきますと思いますけれども、課題の今回質問した件については前向きな御答弁をい

いただきましたので、期待していきたいと思いますけど、この祭りの期間中、本部を置いている吉祥寺2号公園というのもございまして、そこにはトイレがございません。来訪者も、そしてまた、運営者もぜひトイレを整備してもらいたいという声もありましたので、ぜひ地元の方のお声を聞きながら進めたいと思います。

また、この期間中、駐車場がないと言われておりまして、香月中央公園という駐車場を借りて、そこから20分ぐらい歩いていくんですけれども、高齢者の方にとっては20分歩くというのは非常にちょっと遠いので、行くのを控えようかというような方々もおられるようですので、例えば近くの小学校の駐車場とか、また、ピストン式で運用するとか、そういったこともぜひ今後の課題として検討していただきたいと思いますので、それによ望とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、中東情勢における影響についてであります。

今回、第1質問では製造業における皆さんの声をお伝え申し上げました。この間、私も自動車整備工場であったりとか、あとまた、医療関係者の皆さんであったりとか、そういった方のお声を聞いてまいりました。とにかく物が入らないと、納期が読めないという一貫しての共通したお声でありましたので、そこは行政がどこまでできるかでありますけれども、今のニーズに合った支援を検討していただきたいと思ひますし、今局長のほうで御答弁いただいた、この中東情勢枠とか特別相談窓口の設置については大変にありがたく、高く評価しておりますけれども、お金があっても、それを購入するものがないというのが今現場の声であります。そういった市の支援策と、そして、現場の本当の足りていないニーズをしっかりと、そこがかい離がないように、常に現場の声も聞いていただきながら、今必要な支援策をぜひ検討していただきたいと思ひます。

もう時間がないので、要望で終わりますけれども、北九州は本当にものづくりの町で、中小企業の皆様に支えられてこれまでつくり上げてきた町だと思ひます。中小企業の皆さん、たくさんそこに勤めていらっしゃいます。この間、倒産企業が一つも出ないように、市の皆様方の本当に知恵を結集して、この中小企業の皆様の働き口、中小企業の皆さんをしっかりと守っていく、そういう心意気でこの難局を乗り越えていただきたいと思ひますので、どうかお力を貸してください。よろしくお願いいたします。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。21番 小松議員。

○21番（小松みさ子君）皆様こんにちは。傍聴にお越しいただいた皆様、ケーブルテレビ、インターネット中継で御覧いただいております皆様ありがとうございます。会派を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。

初めに、産業医科大学若松病院の閉院についてお伺ひいたします。

このたび、産業医科大学若松病院が来年5月をめどに閉院する方針が示されました。同病院は、主に若松区における2次救急医療を担い、長年にわたり地域医療を支えてきた重要な医療

機関であり、閉院に対する若松区民の不安は非常に大きいものがあります。背景には、人口減少や高齢化による患者数の減少、慢性的な医師不足、そして、人件費の高騰など、全国の地域病院が抱える構造的な課題があるのではないかと考えます。こうした課題は病院の閉院にとどまらず、本市の地域医療体制の在り方が問われており、救急搬送や急性期医療への影響、とりわけ高齢者の多い若松区において安心して医療を受けられる体制を維持することは、市民の命と暮らしを守る上で極めて重要であると思います。

そこで、お伺いいたします。

本市として2次救急体制の維持や地域医療機関への支援について、市民、とりわけ若松区民からも不安の声が多く上がっています。市としてどのように対応していくのか、見解をお伺いいたします。

次に、市営住宅における団地コミュニティ維持のための若年世帯の定着促進についてお伺いいたします。

公営住宅は、市民の重要な住宅セーフティーネットとして大きな役割を果たしてまいりました。一方で、近年は入居者の高齢化や空き住戸の増加、団地コミュニティの希薄化が全国的な課題となっております。本市の市営住宅においても、高齢単身世帯の増加に伴い、自治会活動の担い手不足や孤立リスクの高まりなど、団地コミュニティの維持が難しくなりつつあります。

こうした中、全国では若年世帯や子育て世帯の入居を促進し、世代間バランスの改善を図ることで、団地再生や地域活性化につなげる取組が進められております。本市においても今後こうした視点が重要になるものと考えています。もちろん、公営住宅は本来住宅に困窮する方々に対して公平に供給されるべきものであり、将来的には民間賃貸住宅や戸建て住宅、分譲マンションなどへ住み替えていくことも、住宅政策上の重要な流れであると認識しております。

本市では、多子世帯への入居時の優先的な抽せんなどの制度がありますが、団地コミュニティの維持、活性化などの観点から、入居時に子供の有無や人数にかかわらず、若年世帯が広く入居促進や定着につながる新たな制度、仕組みをさらに検討する考えはないか、見解をお伺いいたします。

次に、高次脳機能障害についてお伺いします。

令和7年12月の臨時国会において、高次脳機能障害に関する社会の理解促進や、当事者、家族への支援強化を目指す高次脳機能障害者支援法が成立し、令和8年4月1日より施行となりました。高次脳機能障害は、脳卒中や頭部外傷などによる脳損傷により生じる認知機能障害であり、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などに影響を及ぼします。しかし、外見からは分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくく、見えにくい障害であることが大きな特徴です。その結果、医療の現場では一定の回復が見られても、社会復帰の段階で就労の継続が困難になる、対人関係に支障を来す、家族が支援を抱え込むといった問題が顕在化し、本人のみなら

ず、家族の生活にも大きな影響を与えます。こうした課題に対し、今回初めて包括的な支援を位置づける法律が成立したことは大きな前進であると思います。

一方、制度をつくること以上に、実際に地域で患者と家族を支える仕組みとして機能することが重要です。医療、福祉、就労支援の連携や自治体の実施体制の整備が鍵になります。

そこで、医療から地域生活まで、高次脳機能障害者、高次脳機能障害児への切れ目のない支援の実現に向けて、既存の高次脳機能障害支援拠点のセンター化を早期に実施すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、子供たちの目の紫外線対策についてお伺いします。

近年、深刻な猛暑や紫外線量の増加により、子供たちの目を取り巻く環境は大きく変化しております。WHO、世界保健機関では、生涯で浴びる紫外線の半分以上を18歳までに浴びると指摘しており、大人より紫外線の影響を受けやすい子供にとって、登下校や体育、部活動などの屋外活動時の対策は急務です。そこで、紫外線をカットし、目へのダメージを防ぐサングラスが有効となります。また、強い光による目の疲れやストレスを軽減し、集中しやすくなる効果も期待されます。

一方、学校現場ではサングラスに対し風紀上の問題というイメージが根強く残っています。しかし、既に日傘やネッククーラーなどが普及しているとおり、サングラスもファッションではなく健康を守るための用具として捉えるべき時代に入っています。

実際、東京都の学校では眼鏡メーカーと連携し、全国の中学、高校で初めて学校生活でのサングラス着用を自由化しました。同校では、生徒自らがフレームやレンズを選定し、紫外線と目の健康についても学ぶ授業を実施されています。また、屋外活動だけでなく、授業中에서도窓から差し込む強い日差しがまぶしく、集中しづらいという声があり、教室内でもサングラスを着用する場面があるとされています。その結果、サングラスはおしゃれではなく目を守るものという認識が広がり、多くの生徒が継続着用を希望したとされています。

また、教育現場になじむよう、表情が見えやすい薄いカラーレンズを採用するなどの工夫も行われており、健康を自分で守る意識を育む教育として取り組まれています。さらに、大阪府の高等学校でも、登下校や体育時などでのサングラス活用について取組がスタートし、紫外線から生徒の目を守る意識向上につなげています。

そこで、UVカット機能のあるサングラスの導入について、他都市の学校での導入事例を参考に、本市の学校においても検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、こどもと親のミカタA I、A I ちゃんの実証実験についてお伺いします。

現在、本市においては各区役所や学校での対面相談とともに、電話やLINEによる相談も行われており、子育ての困り事や子供たちの青少年期の不安に寄り添う相談体制が取られています。しかし、夜間にホットラインに電話してもつながらないとの声もあります。

本市では、本年3月26日からA I 活用推進都市第10弾の取組として、子育てや学校生活等で

悩みを抱えている親子が、より気軽に相談できる環境整備に向け、政令市初となるＡＩと専門相談員による２４時間対応可能なハイブリッド相談の実証実験が７月３１日まで行われています。今回の実証実験では、生成ＡＩ、ＡＩちゃんによる２４時間対応とともに、緊急を有するハイリスク相談には専門員がモニタリングを行い、必要に応じて市や関係機関につなぐ対応が行われているとお聞きしています。

そこで、お伺いします。

今回の実証実験は、ほかの自治体での実績もあるつながりＡＩ株式会社と連携して実施されています。そこで、他都市での事例やこれまでの実証実験を踏まえ、ＡＩと専門相談員による２４時間対応可能なハイブリッド相談を導入することのメリットと課題について、本市ではどのように認識されているのか、お伺いいたします。

以上で私の第１質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）まず、第１項目、産業医科大学若松病院の閉院につきまして、２次救急医療体制の維持、地域医療機関への支援についての対応のお尋ねがございました。

市民の皆様が将来にわたり安心して必要な医療を受けられる体制を守っていくことは、北九州市が目指す安らぐ町の根幹であり、持続可能な地域医療体制の確保は重要な課題でございます。他方で、現在医療従事者の確保や働き方改革への対応、資材、人件費の高騰などによりまして、病院をはじめとする地域医療を取り巻く環境は厳しさを増しております。このため、北九州市では、これまでも福岡県が策定する地域医療構想に基づき、医療機関や医師会など関係機関と連携をしまして、市民の皆様の安心を守るため、市域全体で医療体制の維持や充実に取り組んできたところでございます。

このような中、産業医科大学には、市内唯一の大学病院として高度専門医療の提供や医療機関への医師派遣など、地域医療を支える重要な役割を担っていただいております。今回の産業医科大学若松病院の大学病院への集約につきましては、若松病院の赤字経営が法人全体の経営に影響を及ぼしている状況下におきまして、産業医科大学が今後も自らの役割を果たし、持続可能な地域医療を守っていくために、熟慮の末、決断したものと受け止めております。

また、産業医科大学からは、若松病院の機能と人材を大学病院へ集約することにより、救急要請への対応能力をさらに高めるなどの２次救急医療体制の強化や、医療機関への医師派遣の充実などを図り、若松地域を含めた市域全体の医療体制の確保につなげていく予定と伺っております。

一方、今般の動きにより、若松区東部地域で、今後の医療サービスについて不安を感じている方もいらっしゃることは十分認識しております。こうした不安も踏まえまして、現在産業医科大学におきましては、他の病院による移転後の若松病院施設の活用や地域の医療機関との連携の強化、そして、アクセスの確保など、通院している方への丁寧な対応について、多方面に

わたり具体的に検討されていると承知をしております。

北九州市といたしましては、まずは産業医科大学の検討内容をしっかりと確認しながら、協議を重ねるとともに、医師会や関係機関とも連携をし、市全体の持続可能な地域医療体制の確保に取り組み、市民の皆様の安心につなげてまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長等からお答えいたします。

○副議長（村上直樹君）都市整備局長。

○都市整備局長（南孝昌君）大項目2つ目、市営住宅における団地のコミュニティ維持のための若年世帯の定着促進について、団地コミュニティの維持、活性化などの観点から、若年世帯が広く入居促進や定着につながる新たな制度の仕組みについて御質問いただきましたので、御答弁いたします。

北九州市の市営住宅における65歳以上の入居者割合は52.5%に達しておりまして、市全体の高齢化率31.7%を上回る状況にあります。あわせまして、単身の高齢者世帯の割合も増えております。このような状況を踏まえまして、団地コミュニティの維持、活性化を図る観点から、若年世帯の入居を促進することは、多世代交流を生み出し、地域の活性化につながる重要な取組であると考えてございます。

このため、北九州市では新婚、子育て世帯が優先的に入居できるよう、通常の募集枠とは別枠で入居の機会を設けてございます。具体的には、令和6年2月から、1つに、新婚世帯につきましては、子供がいるいないにかかわらず、六月以内に婚姻予定の方や、婚姻後5年以内の方、2つ目に、子育て世帯につきましては、子供の人数を問わず、世帯主などの年齢が39歳以下で、18歳以下の子供がいる方が申込みできるよう制度を拡充しております。

さらに、今年度から内装や水回りなど、若年世帯の方にとって魅力のあるリノベーションについても検討を進めておりまして、入居促進及び定着の一層の向上を図ってまいりたいと考えてございます。

加えまして、地域コミュニティの活性化を図る取組の一環としまして、令和7年度より本来の入居対象者以外にも、自治会の加入や地域活動への参加を条件に、学校や企業などの寮や社宅として活用できる制度も開始しております。

このように、多世代によるコミュニティ形成が図られるよう、順次若年世帯の入居につながる様々な取組を実施してきております。今後は、これらの取組を推進するとともに、さらに若年世帯の入居を促し、団地コミュニティの維持、活性化に向けた次の一手につきまして、他都市の事例なども参考にして検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）高次脳機能障害につきまして、支援拠点のセンター化を早期に実施すべきとの御質問に御答弁申し上げます。

高次脳機能障害は、病気や事故による脳の損傷が原因で生じる中途障害で、記憶障害や感情

抑制が難しいなど症状が多岐にわたる一方、外見からは分かりづらく、周囲の理解が得られにくいなどの側面がございます。

このため、国の方針により、平成18年度以降、都道府県において医療、福祉等の関係機関が連携する高次脳機能障害支援拠点機関を整備することとなり、福岡県内では4か所に設置がされております。このうち、北九州市内では産業医科大学病院が拠点機関として、当事者や御家族からの相談を受けるとともに、診断やリハビリテーションなど専門的な支援を行ってまいりました。

こうした中、当事者の理解の促進や生活全般にわたる支援体制を強化するため、今年4月に高次脳機能障害者支援法が施行され、都道府県が中心に担ってきた相談支援等を政令市においても実施することとなりました。

一方、北九州市におきましては、これまでも産業医科大学病院と北九州市が連携して支援者向けの研修会を開催するとともに、当事者や御家族を対象とした交流会も実施してきております。これらの取組の中で、高次脳機能障害は当事者が御自身の性格や能力の変化を自覚しづらく、御家族などの支援者も接し方や配慮の仕方に苦慮しているという声を把握しております。

議員お尋ねの今回の法施行に伴う高次脳機能障害者支援センターの市内での設置につきましては、現在拠点機関を設置している福岡県と北九州市、関係機関との間で設置に向けた協議を行っているところでございます。今後も高次脳機能障害のある方が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、当事者や御家族の声を聞きながら、引き続ききめ細やかな支援に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）大項目4つ目の子供たちの目の紫外線対策について、UVカット機能のあるサングラスの導入について、本市の学校においても検討すべきとの質問にお答えいたします。

国内の紫外線量は、気象庁によると1990年以降、長期的な増加傾向にございます。紫外線は健康に有益な面もある一方で、過剰に浴びると様々なリスクが生じるため、子供のうちから紫外線を浴び過ぎないように心がけることが大切であるとされています。このため、児童生徒の紫外線対策については、福岡県の通知において、配慮を要する児童生徒に対する個別の対応、長時間の屋外活動時における帽子の着用や日陰の利用などが示されております。

北九州市では、議員御提案のUVカット機能つきサングラスの着用は、紫外線から目を保護する手段の一つになると認識をしております。福岡県の通知にのっとり、疾患等で光への配慮を要する場合など、児童生徒の個別の事情に応じ、柔軟に着用を認めているところでございます。

国内の一部の中学校や高等学校において、一律にサングラスを導入している事例があることは承知しております。仮にサングラスの着用を一律に学校に導入する場合は、眼鏡に不慣れな

児童生徒への生活安全指導、効果的な紫外線カット率やレンズ濃度等の基準策定、学校生活における有効な着用時期や場面の設定など整理すべき課題はございます。

なお、医学的観点からは、学校における紫外線対策として、サングラスの着用については、現時点では日本眼科医会においての見解は統一されていないところでございます。

以上のことから、サングラスの着用については、引き続き個別の事情に応じた対応を行うこととし、一律に学校に導入することについては、国や他都市、関係機関等の動向を注視してまいりたいと考えております。

今後も児童生徒に対し、紫外線が体に与える影響や対策について指導、啓発することにより、自分の体を守る意識を高められるよう進めてまいりたいと思っております。以上です。

○副議長（村上直樹君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（中原田香織君） 最後に、こどもと親のミカタA I ちゃん実証実験について、24時間対応可能なハイブリッド相談を導入することのメリットと課題について本市の認識を伺うについて御答弁申し上げます。

北九州市では、子供や家庭に関する相談窓口として、子ども・家庭相談コーナーを各区に設置するとともに、北九州市24時間子ども相談ホットラインや、親子のための相談LINEなど、電話やSNSによる相談体制を整えております。各窓口では、専門的知識を有する相談員が丁寧に対応している一方で、夜間や休日など、人員が手薄になる時間帯の相談体制の強化が課題であると認識しておりました。

そこで、既存の相談窓口に加え、本年3月、A I 相談、こどもと親のミカタA I ちゃんの実証を開始したところでございます。このA I ちゃんは、LINEを通して24時間、生成A I が相談を受けるもので、寄り添い、話し相手になれること、また、A I がハイリスク事案を検知した場合には、精神保健福祉士等の資格を有する専門相談員が対応するハイブリッド相談の体制となっていることが特徴でございます。

利用された方からは、A I 相手だと相談しやすい、区役所に行く必要がなく便利といった声もいただいております。また、いつでも気軽に相談できることから、不安や悩みの初期段階から相談される事案も見られ、関係機関による早期介入にもつながっております。

一方で、継続した支援が必要な事例をしっかりとフォローしていくためには、委託企業の専門相談員と市の担当部署との連携の方法について検討すべき課題もあるものと認識しております。7月末までの実証期間において事例を積み上げながら、A I ちゃんの効果的な運用方法について引き続き検証してまいります。答弁は全部で以上でございます。

○副議長（村上直樹君） 21番 小松議員。

○21番（小松みさ子君） 御答弁ありがとうございました。

では、第2質問をさせていただきたいと思います。

初めに、産医大若松病院についてお伺いいたします。

御答弁で、産医大の検討内容を確認しながら、関係機関と連携をして、持続可能な地域医療体制の確保に取り組むという御答弁をいただきました。若松区民にとって産医大若松病院の閉院ということは、自分や家族の生活がもうどうなるのだろうかとの日々の暮らしに直結をしております。特に高齢化率の高い若松区にとって、現在通院中の高齢者の方々からは、閉院後通院先が遠くなること、公共交通だけで通院できるのかとの不安の声を伺っております。これらは、高齢者の受診控えにつながるのではないかと懸念があります。

また、若松区東部エリアには港湾関連企業や製造業も多く、企業関係者からは、社員がけがをしたとき、どこに搬送すればよいのか不安だとの声もお聞きいたしました。さらに、若松病院が担ってきた急性期機能が失われることにより、区内における急性期機能病院の不足、また、大規模災害時の医療体制への不安もあります。

そこで、お尋ねいたします。

現在通院をしている患者、とりわけ高齢者への受診継続支援をどのように行うのか、また、若松区内の急性期医療機能、企業活動を支える救急医療体制、大規模災害時の医療提供体制などの今後の問題について、地元の意見をよく聞いていただき取り組んでいただくことを強く求めますが、見解をお伺いいたします。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（小笠原圭子君）産業医科大学の若松病院の集約化についてでございます。私どもも具体的な対策につきまして、産業医科大学のほうとこれからも続けてコミュニケーションを取ってまいりたいと思います。

具体的な対策を産業医科大学のほうも多方面から検討しておる状況でございまして、例えば通院の支援ですとか、若松区の医療機関、そこにホットラインを設けて、専用の電話などを設けて連携を強化するですとか、そういった具体的な対応策等を考えていると伺っております。

また、急性期につきましてですけれども、例えば、先ほど小松議員がおっしゃいました、大きな事故があった、災害のとき、救急搬送という御心配かと思っておりますけれども、実は若松東部に限りまして救急搬送の実態では、現在でも昨年度の実績では、産医大の若松病院への搬送は6.4%という状況でございます。80%以上がやはり中心的には戸畑区、それから、小倉北区、八幡西区、~~小倉西~~というところで搬送が行われている実態ということもございます。とはいえ、御不安な方というのがおられるということも十分認識しておりますので、やはり丁寧な説明、それから、対応について引き続き病院とも協力しながら行ってまいりたいと思います。

○副議長（村上直樹君）21番 小松議員。

○21番（小松みさ子君）ありがとうございます。本当に地域医療の充実ということは、とても大事なこととなってまいりますし、若松区民、また、北九州市民、安心して暮らし続けられる医療体制の構築というのがとても大事だと思っておりますので、しっかりと連携を取って取組を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

すみません。時間がなくなりましたので、最後要望と質問とさせていただきます。最後、A I ちゃんについてお伺いをさせていただきたいと思います。

A I ちゃんの実証実験、7月31日までとなっておりますが、やっぱり子供たちの生活の環境が大きく変わるのが夏休み期間ではないかなと思っております。この夏休みこそ相談体制の充実というのが必要ではないかと思っておりますが、見解をお伺いいたします。

○副議長（村上直樹君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（中原田香織君）現在、議員おっしゃられたとおり実証実験を進めております。実証期間が終わりまして、どういった相談が多いのか、どういったことが先々早期解決につながるのかというような、関係機関の間に検討する時間が必要になっております。議員おっしゃっていただいたことも、確かに夏休み期間中の対応というのも認識はしておりますが、現時点では予定どおり7月末までの実施で検討に移らさせていただきたいと考えております。御理解いただきたいと思います。以上です。

○副議長（村上直樹君）21番 小松議員。

○21番（小松みさ子君）ありがとうございます。本当にやっぱり夏休み対策というのは大事ななと思っておりますけれども、できればこの実証実験、一過性で終わらせることなく、子供と保護者を支える新たな相談インフラとして、本格導入に向けてしっかりと検討していただきたいと要望して、私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）本日の日程は以上で終了し、次回は6月5日午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後4時15分散会

議員派遣変更報告一覧表(令和8年2月定例会議決分)

変更後				変更前		
派遣議員(団体名等)	目的	場所	期間	派遣議員(団体名等)	目的	場所
都市戦略整備委員会 森結実子、中島隆治、佐藤栄作 田仲常郎、片山尹、成重正丈、 山崎英樹、山内涼成、井上純子	景観に調和した橋梁の整備に関する取組、ウォータースタンプ ロント都心地区における都市開発の取組、及び持続可能な地域公共交通のネットワークづくりの取組に関する調査研究	京都市、香川県高松市、岡山市	令和8年5月19日～21日	都市戦略整備委員会 森結実子、中島隆治、佐藤栄作 田仲常郎、片山尹、成重正丈、 山崎英樹、山内涼成、井上純子	景観に調和した橋梁の整備に関する取組、ウォータースタンプ ロント都心地区における都市開発の取組、及び持続可能な地域公共交通のネットワークづくりの取組に関する調査研究	長崎県長崎市、香川県高松市、岡山市
						令和8年5月19日～21日

議員派遣報告一覧表

(北九州市議会会議規則第157条第1項ただし書きを適用した派遣)

派遣議員(団体名等)	目 的	場 所	期 間
北九州空港機能強化・利用促進等 調査特別委員会 上野照弘、渡辺修一、西田一、 小松みさ子、富士川厚子、 山田大輔、大石正信	北九州空港に関する福 岡県との連携について の調査研究	福岡市(福岡県議会)	令和8年5月 19日

議 案 付 託 表

令和 8 年 6 月 定例会

総務財政委員会

議案番号	件 名
第69号	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
第70号	北九州市印鑑条例の一部改正について
第71号	北九州市市税条例の一部改正について
第75号	令和 8 年度北九州市一般会計補正予算（第 1 号）のうち所管分

経済港湾委員会

議案番号	件 名
第75号	令和 8 年度北九州市一般会計補正予算（第 1 号）のうち所管分

都市ブランド教育委員会

議案番号	件 名
第72号	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第75号	令和 8 年度北九州市一般会計補正予算（第 1 号）のうち所管分

保健福祉子ども委員会

議案番号	件 名
第75号	令和 8 年度北九州市一般会計補正予算（第 1 号）のうち所管分

環境水道防災委員会

議案番号	件 名
第75号	令和 8 年度北九州市一般会計補正予算（第 1 号）のうち所管分

都市戦略整備委員会

議案番号	件 名
第73号	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約の一部変更について
第74号	市道路線の認定、変更及び廃止について